

立山町公共施設等総合管理計画
【改訂版】

令和5年3月

富山県立山町

目 次

第1章 計画の目的	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象施設	2
第2章 公共施設等の現況及び将来見通し	3
1 公共施設等の現況	3
(1) 公共施設の状況	3
(2) 公共施設の整備年度別の状況	5
(3) 公共施設の老朽化の状況	6
(4) 公共施設の耐震化の状況	7
(5) 都市基盤施設の状況	8
2. 人口の見通し	12
3. 財政状況	13
(1) 歳入の状況（普通会計決算）	13
(2) 歳出の状況（普通会計決算）	14
(3) 普通建設事業費の状況	18
(4) 有形固定資産減価償却率の推移	18
(5) 公共施設の維持費・運営費の状況	19
4. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み	23
(1) 公共施設及び都市基盤施設の中長期的な経費の見込み	23
(2) 公共施設の中長期的な経費の見込み	24
(3) 都市基盤施設の中長期的な経費の見込み	26
5. 公共施設等に関するこれまでの経過	29
(1) 過去に行った対策の実績	29
(2) 公共施設保有量の推移	31
6. 公共施設等の削減対策による効果額の算定	32
(1) 対策実績による運営費の削減効果	32
(2) 対策を実施しなかった場合（仮定）の維持・更新及び運営費用	33
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	34
1 基本的な考え方	34
(1) 現状や課題に対する基本認識	34
(2) 今後の基本的な方向性	35
2 目標の設定	36

(1) 公共施設	36
(2) 都市基盤施設	36
3 公共施設等の管理に関する方針	37
(1) 点検・診断等の実施方針	37
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	37
(3) 安全確保の実施方針	37
(4) 耐震化の実施方針	38
(5) 長寿命化の実施方針	38
(6) ユニバーサルデザインの推進方針	38
(7) 脱炭素化の推進方針	38
(8) 統合や廃止の推進方針	39
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	39
(10) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の実施方針	40
(11) フォローアップの実施方針	41
(12) 地方公会計（固定資産台帳）活用方針	41
第4章 施設類型ごとの基本方針	42
1. 公共施設	42
(1) 目標設定	42
(2) 類型別基本方針	43
(3) 管理に関する基本的考え方（共通事項）	63
2. 都市基盤施設	64
(1) 類型別基本方針	64

(注) 本文中に掲載する表、グラフにおける構成比の合計は、自動計算による端数処理の関係で100.0%にならない場合があります。

第1章 計画の目的

1 計画の目的

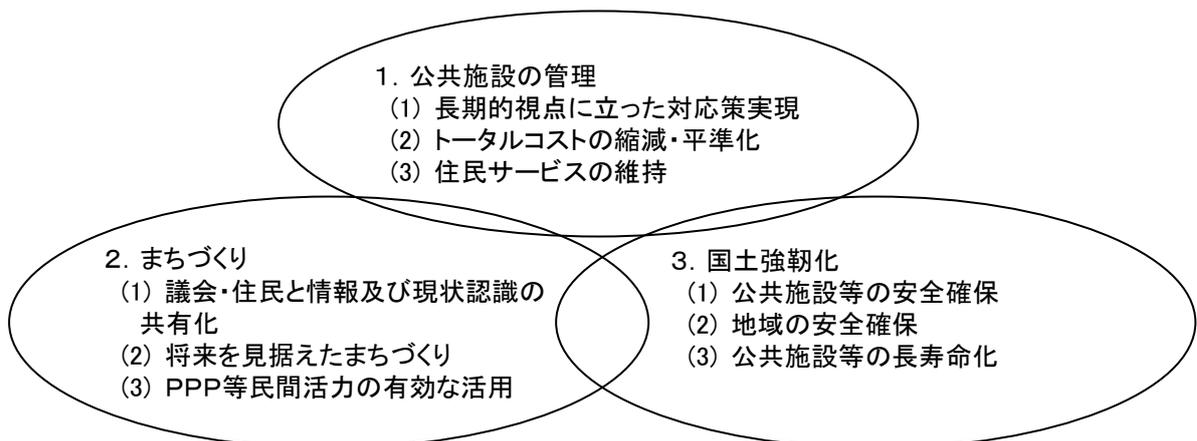
全国的に、公共施設及び都市基盤（インフラをいう。以下同じ。）施設（これらを総称して「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。そのため、国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化※基本計画」を策定し、平成26年4月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、さらに平成30年2月には総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂（以下「改訂指針」という。）し、総合管理計画の策定（改訂）を求めています。

本町においては、昭和50年代から本格的に公共施設の整備が進められましたが、経年に伴い、老朽化によるリスクの高まりや維持費の増大、予想される多額の改修費など、私たちは今、多くの課題を抱えています。また、人口減少と少子高齢化に伴う税収の低迷と社会保障費の伸び、施設ニーズの変化など、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの課題を、単なる財政上の問題として単純化するのではなく、経営的視点から今後の公共施設等の老朽化対策とまちづくりが連携し、持続可能、かつ、全体が最適化された豊かで安全なまちをどのように形成して残していくのか、私たちの知恵と工夫、決断が問われています。

そこで、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、公共施設等に求められる安全性・機能を確認しつつも、将来に過度な負担を残さない効率的・効果的で最適な配置を実現するため、平成28年3月に「立山町公共施設等総合管理計画」を策定し、一定の成果をあげてきましたが、計画の一層の充実を図るため、国の改訂指針に沿って内容を総合的に見直し、立山町公共施設等総合管理計画〔改訂版〕を策定します。

※長寿命化：施設管理において、施設使用期間の延伸のための点検、維持管理、修繕等の取り組みのこと。

〔公共施設等のマネジメント効果〕



2 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である第10次立山町総合計画の基本理念の下、たてやま総合戦略、立山町行財政改革大綱等と連動した、公共施設等の今後のあり方についての基本的な方向性を示す横断的な計画となります。また、個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方向性との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、人口動向、財政動向等中長期的な視点が不可欠であり、年度を越えた総合調整が必要であることから、令和3年度（2021年度）を開始年度とし、令和37年度（2055年度）までの35年間とします。

4 計画の対象施設

本計画において対象とする施設は、原則として町が保有するすべての公共施設等とし、その分類は次のとおりとします。

	類型	主な施設
公共施設	1 町民文化系施設	町民会館、公民館、町営住宅団地集会場、集落センター、集落活性化センター
	2 社会教育系施設	越中「陶の里」陶農館、文化情報発信ステーション、歴史交流ステーション日なた
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	中央体育センター、武道館、立山友情館、町民体育館、総合公園（野球場・グラウンド）、体育館、立山グリーンパーク吉峰、里山くらし体験施設（リフレッシュせと）、立山自然ふれあい館、大観峰休憩所
	4 産業系施設	立山町サテライトオフィス、（旧）立山芦峯小学校（校舎）、まちなかファーム、立山ブランド海外展開戦略拠点施設
	5 学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター
	6 子育て支援施設	保育所（園）、子育て支援センター、放課後児童クラブ室
	7 行政系施設	役場庁舎、元気交流ステーション 消防庁舎、消防団分団詰所、コミュニティー消防センター、水防拠点施設倉庫、防災倉庫 環境センター
	8 公営住宅	町営住宅、特定公共賃貸住宅
	9 供給処理施設	上水道管理センター、浄化センター
	10 その他	公衆便所、墓地公園管理事務所、（旧）新瀬戸小学校（校舎）、（旧）社会福祉協議会本館、（旧）介護拠点施設、新米沢貸付建物、城前牧場畜舎
都市基盤施設	1. 道路等 2. 橋りょう 3. 河川 4. 公園 5. 上水道 6. 下水道	

第2章 公共施設等の現況及び将来見通し

1 公共施設等の現況

(1) 公共施設の状況

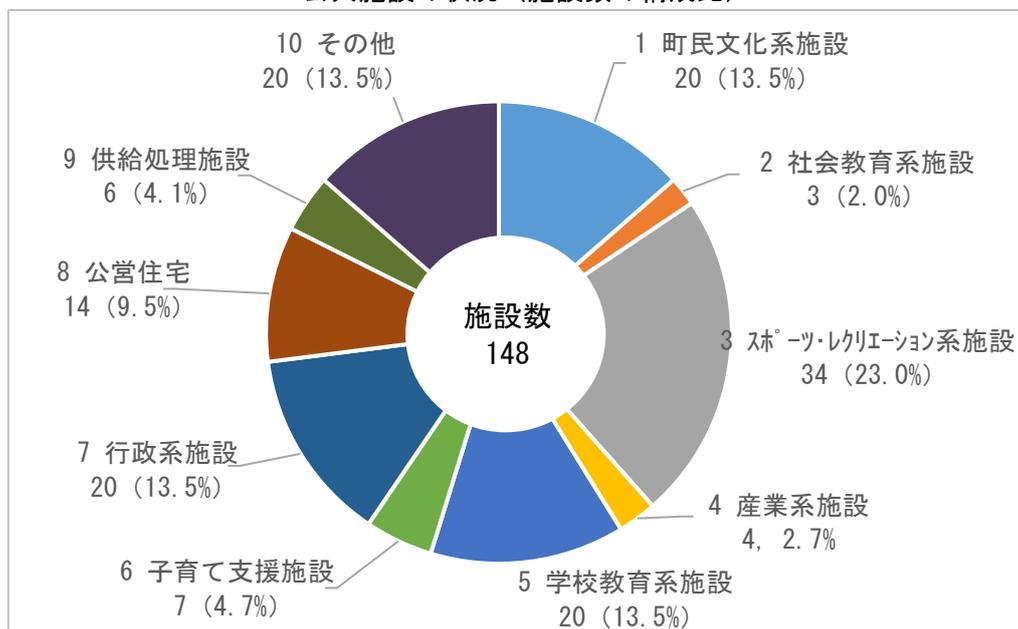
計画対象の公共施設は148施設で延床面積は129,187.8㎡あります。施設類型別にみると、施設数ではスポーツ・レクリエーション施設が34施設で最も多く、延床面積では学校教育系施設が44,767.7㎡で最も多く占めています。

公共施設の状況

	施設数		延床面積	
	施設数	構成比%	面積㎡	構成比%
1 町民文化系施設	20	13.5	13,412.7	10.4
2 社会教育系施設	3	2.0	2,925.9	2.3
3 スポーツ・レクリエーション系施設	34	23.0	19,543.9	15.1
4 産業系施設	4	2.7	3,723.3	2.9
5 学校教育系施設	20	13.5	44,767.7	34.7
6 子育て支援施設	7	4.7	5,955.3	4.6
7 行政系施設	20	13.5	14,412.7	11.2
8 公営住宅	14	9.5	16,788.9	13.0
9 供給処理施設	6	4.1	1,946.2	1.5
10 その他	20	13.5	5,711.4	4.4
計	148	100.0	129,187.8	100.0

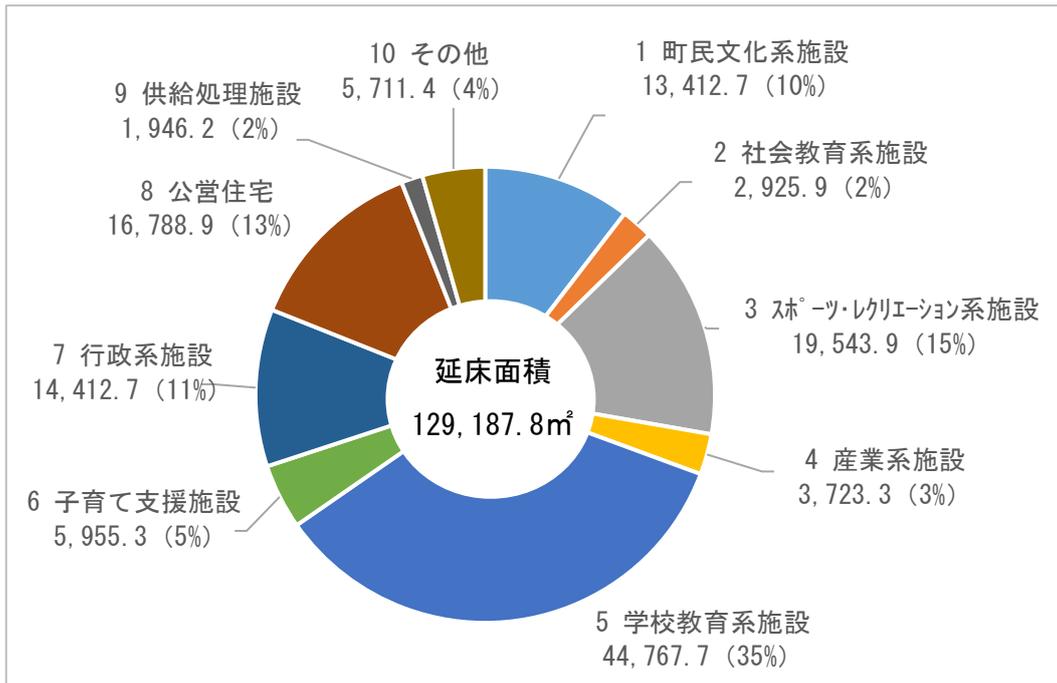
令和4年1月31日現在

公共施設の状況（施設数の構成比）



令和4年1月31日現在

公共施設の状況（延床面積の構成比）



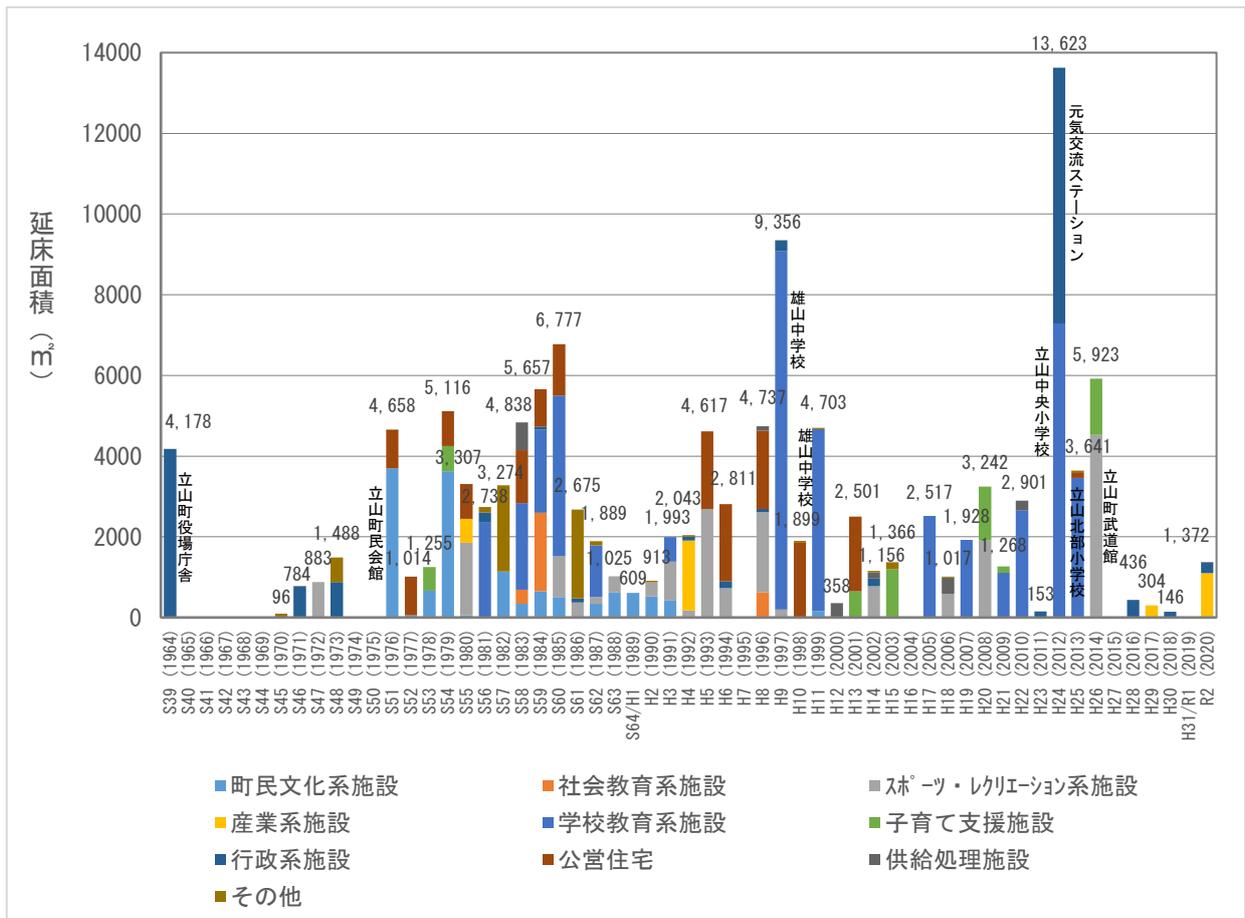
令和4年1月31日現在

(2) 公共施設の整備年度別の状況

本町の公共施設を整備年度別の延べ床面積でみると、昭和51年度からの10年間で、各地区の消防団分団詰所など消防・防災施設、各小学校など学校・教育施設、各地区の公民館など文化・教育施設など多くの施設が集中して整備されてきました。

また、平成9年度の雄山中学校校舎の整備、近年では、平成24年度の立山中央小学校校舎や元気交流ステーションの整備などにより、延べ床面積が増加しています。

公共施設の整備年度別延床面積



(3) 公共施設の老朽化の状況

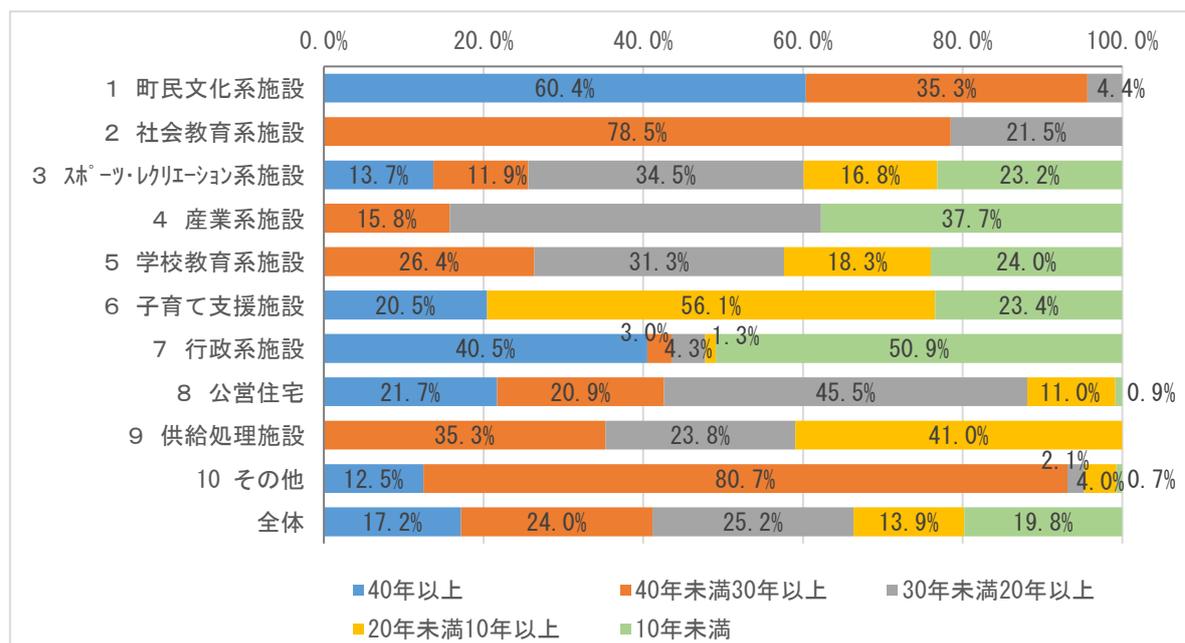
本町の公共施設の老朽化について、築後年数別の延床面積で見ると、全体では築後40年以上が17.2%、40年未満30年以上が24.0%、30年未満20年以上が25.2%となっています。築後40年以上を類型別にみると、町民文化系施設、行政系施設に多くみられます。

公共施設の老朽化の状況

(上段：延床面積㎡)
(下段：構成比)

	40年以上	40年未満 30年以上	30年未満 20年以上	20年未満 10年以上	10年未満	計
	1980年以前	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011～2020年	
1 町民文化系施設	8,099.6	4,729.0	584.1	—	—	13,412.7
	60.4%	35.3%	4.4%	—	—	100.0%
2 社会教育系施設	—	2,296.7	629.2	—	—	2,925.9
	—	78.5%	21.5%	—	—	100.0%
3 スポーツ・レクリエーション系施設	2,681.1	2,319.8	6,740.9	3,273.8	4,528.2	19,543.9
	13.7%	11.9%	34.5%	16.8%	23.2%	100.0%
4 産業系施設	—	—	—	—	1,404.1	1,404.1
	—	—	—	—	37.7%	37.7%
5 学校教育系施設	—	11,810.6	14,000.1	8,212.3	10,744.7	44,767.7
	—	26.4%	31.3%	18.3%	24.0%	100.0%
6 子育て支援施設	1,218.2	—	—	3,342.4	1,394.8	5,955.3
	20.5%	0.0%	—	56.1%	23.4%	100.0%
7 行政系施設	5,838.8	433.8	613.4	189.9	7,336.8	14,412.7
	40.5%	3.0%	4.3%	1.3%	50.9%	100.0%
8 公営住宅	3,642.2	3,512.7	7,635.0	1,851.2	147.8	16,788.9
	21.7%	20.9%	45.5%	11.0%	0.9%	100.0%
9 供給処理施設	—	686.2	462.6	797.4	—	1,946.2
	—	35.3%	23.8%	41.0%	—	100.0%
10 その他	711.9	4,606.6	119.8	230.8	42.4	5,711.4
	12.5%	80.7%	2.1%	4.0%	0.7%	100.0%
全体	22,191.8	30,982.2	32,517.5	17,897.7	25,598.7	129,187.8
	17.2%	24.0%	25.2%	13.9%	19.8%	100.0%

令和4年1月31日現在



令和4年1月31日現在

(4) 公共施設の耐震化の状況

本町の公共施設の耐震化の状況をみると、昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正後に整備された「新基準」の施設が 118 施設 (79.7%)、「耐震性あり」が 11 施設 (7.4%)、「耐震補強済み」が 6 施設 (4.1%) で、全体の耐震化率が 91.2%となっています。一方、「未耐震」が 2 施設 (1.4%)、「未診断」が 11 施設 (7.4%) となっています。なお、地震時の避難所として指定している公共施設の耐震化は、すべて終了しています。

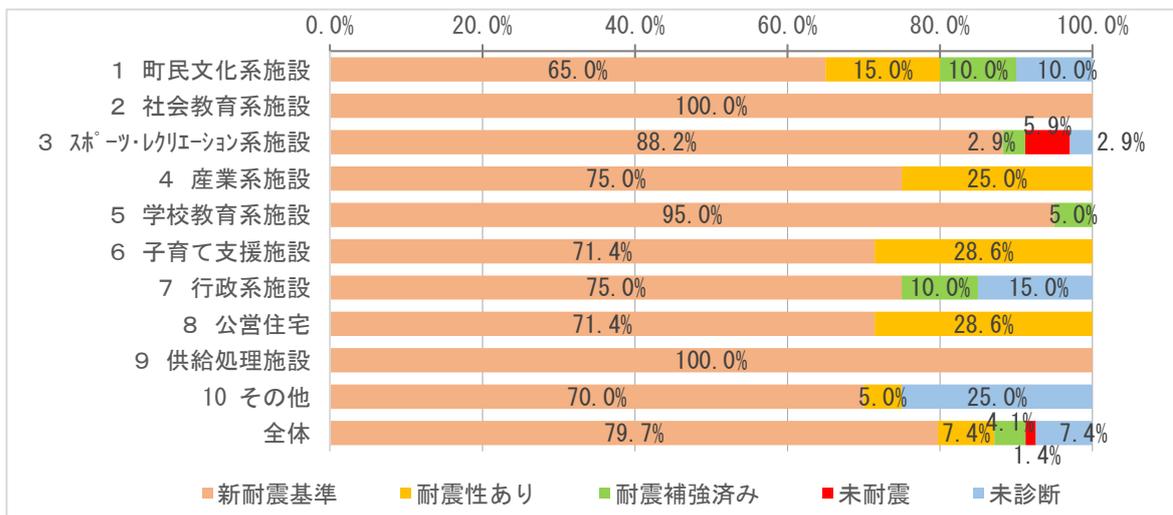
公共施設の耐震化の状況 (施設数・構成比) (上段：延床面積㎡)
(下段：構成比)

	新耐震基準	耐震性あり	耐震補強済み	未耐震	未診断	計
1 町民文化系施設	13 65.0%	3 15.0%	2 10.0%	-	2 10.0%	20 100.0%
2 社会教育系施設	3 100.0%	-	-	-	-	3 100.0%
3 スポーツ・レクリエーション系施設	30 88.2%	-	1 2.9%	2 5.9%	1 2.9%	34 100.0%
4 産業系施設	3 75.0%	1 25.0%	-	-	-	4 100.0%
5 学校教育系施設	19 95.0%	-	1 5.0%	-	-	20 100.0%
6 子育て支援施設	5 71.4%	2 28.6%	-	-	-	7 100.0%
7 行政系施設	15 75.0%	-	2 10.0%	-	3 15.0%	20 100.0%
8 公営住宅	10 71.4%	4 28.6%	-	-	-	14 100.0%
9 供給処理施設	6 100.0%	-	-	-	-	6 100.0%
10 その他	14 70.0%	1 5.0%	-	-	5 25.0%	20 100.0%
計	118 79.7%	11 7.4%	6 4.1%	2 1.4%	11 7.4%	148 100.0%

令和 4 年 1 月 31 日現在

- ※「新耐震基準」とは、昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正後に整備された施設をいう。
- ※「耐震性あり」とは、耐震診断を実施した結果、耐震性があると判断された施設をいう。
- ※「耐震補強済み」とは、耐震診断を実施し、耐震補強を行った施設をいう。
- ※「未耐震」とは、耐震診断を実施した結果、耐震性がないと判断された施設をいう。
- ※「未診断」とは、耐震診断を実施していない施設をいう。

公共施設の耐震化の状況 (施設数の構成比)



令和 4 年 1 月 31 日現在

(5) 都市基盤施設の状況

① 道路等

町が管理する道路は、令和4年1月31日現在で774路線、実延長372,607kmで、うち改良済の道路は322.2km、舗装済の道路は330.3kmとなっています。

農道については、令和2年4月1日現在で99路線、総延長54.8kmとなっています。

林道については、令和2年4月1日現在で30路線、総延長96.4kmとなっています。

道路種別延長・面積

道路種別	実延長 m	改良済 km	舗装済 km	道路面積(道路部) m ²
国道	—			—
主要地方道	92,342			・ ・
一般県道	54,222			・ ・
町道	372,607	322.2	330.3	2,203,738
1級(幹線)町道	48,805			373,436
2級(関連)町道	43,332			261,268
その他の町道	280,470			1,569,034
総合計	519,170			・ ・

令和4年1月31日現在

② 橋りょう

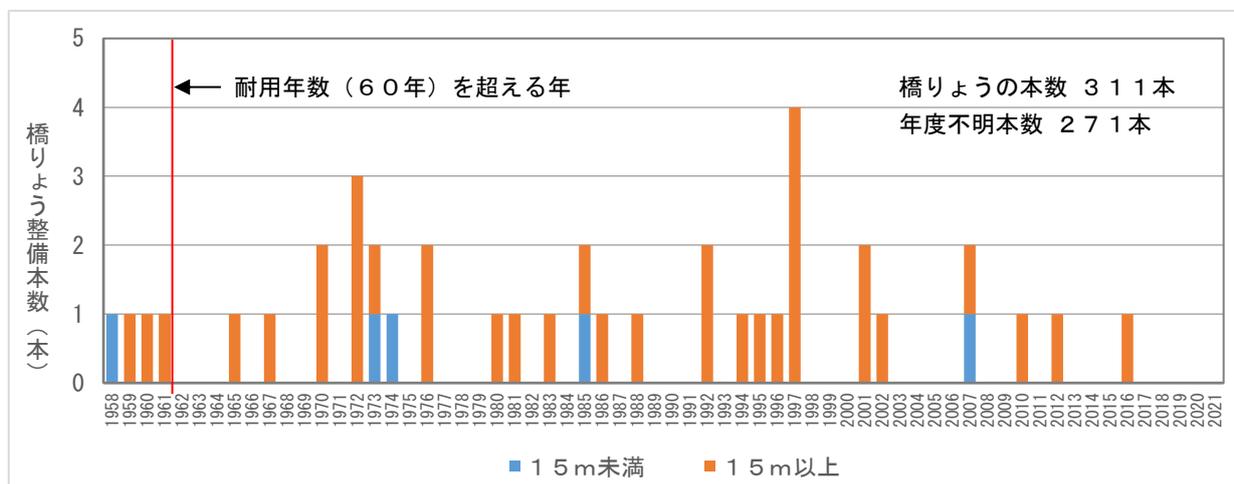
町が管理する橋りょうは、令和4年1月31日現在で314橋あり、延長は2,544mとなっています。

橋りょうの整備状況

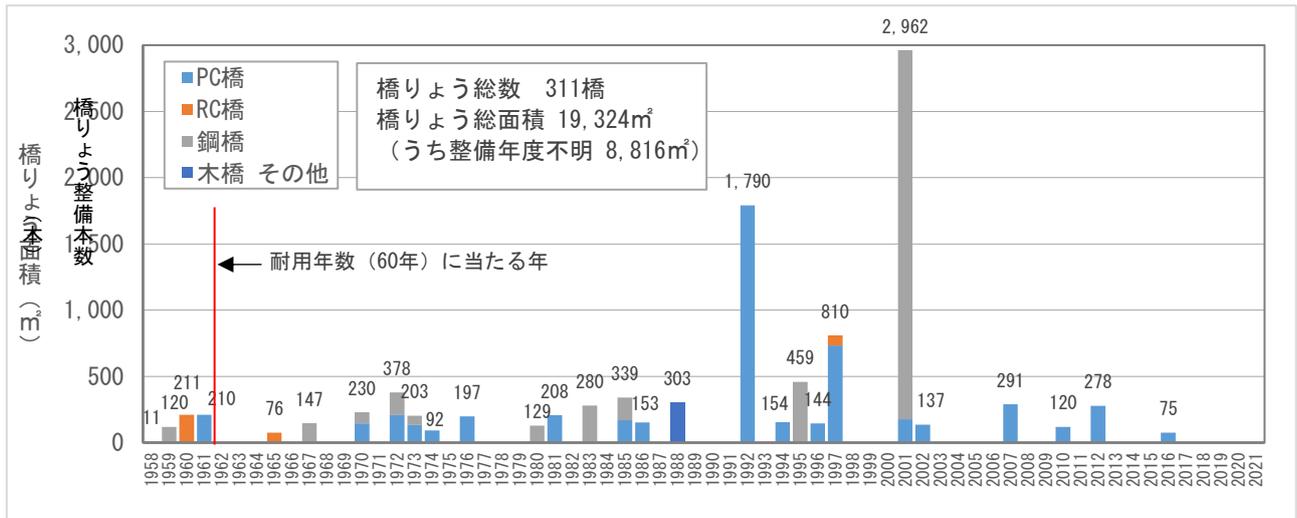
延長区分	実延長 (m)	構造種別面積(m ²)				計
		PC橋	RC橋	鋼橋	木橋 その他	
15m以上	1,220.8	4,847.4	363.4	4,416.2	303.4	9,930.4
15m未満	1,322.8	3,631.8	5,761.9	—	—	9,393.7
計	2,543.6	8,479.2	6,125.3	4,416.2	303.4	19,324.1

令和4年1月31日現在

橋りょうの年度別整備本数の推移



橋りょうの築年別構造別整備面積（㎡）の推移



③ 河川

町が管理する河川は、令和2年4月1日現在で27河川あり、総延長は29.2kmとなっています。

④ 公園

町が管理する公園は、令和2年4月1日現在で街区公園が82か所、近隣公園が1か所、総合公園が1か所、特殊公園が1か所、緑地が4か所の計89か所あり、供用面積は51.83haとなっています。

公園の整備状況

	計画決定		供用		備考
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	
街区公園	82	5.29	82	5.29	米沢児童公園、岩嶽寺児童公園
近隣公園	1	1.34	1	1.34	前沢中央公園
総合公園	1	20.00	1	17.08	立山町総合公園
特殊公園	1	0.60	1	0.12	前沢広場公園
緑地	4	33.50	4	28.00	末三賀緑地、常願寺公園ほか
計	89	60.13	89	51.83	

令和2年4月1日現在

⑤ 上水道

町の水道事業は、令和2年4月1日現在の給水人口が24,539人、普及率は95.6%となっています。導水管の延長は9,042m、送水管の延長は12,240m、配水管の延長は326,194mとなっており、これらの総延長は347,476mになります。

管径別延長（導水管、送水管）

管種	管径	管径			計
		300 mm未満	300~500 mm未満	500 mm以上	
導水管	m	9,029	13	—	9,042
送水管	m	9,609	2,631	—	12,240
計		18,638	2,644	—	21,282

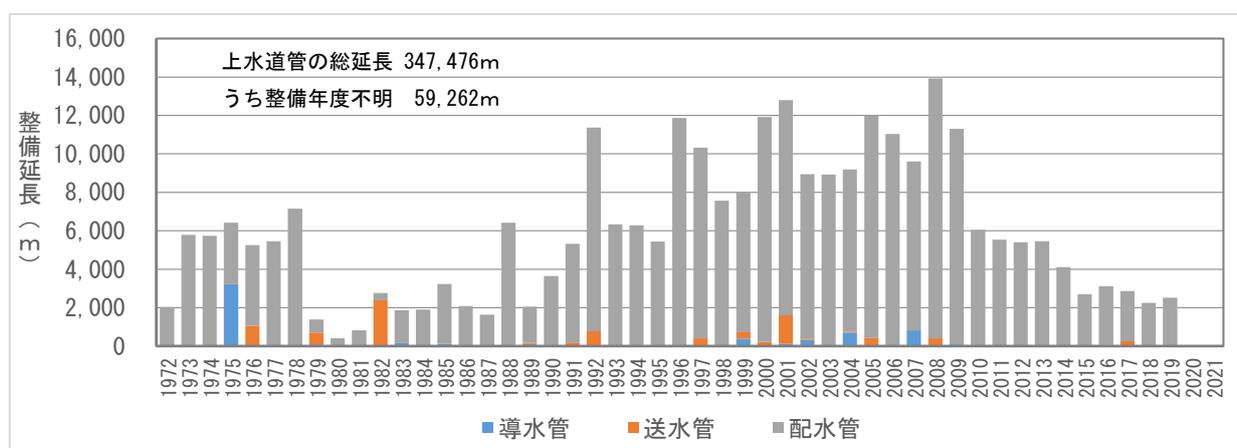
令和2年4月1日現在

管径別延長（配水管）

管種	管径	管径								計	
		50 mm以下	75 mm以下	100 mm以下	125 mm以下	150 mm以下	200 mm以下	250 mm以下	300 mm以下		301 mm以上
配水管	m	71,540	118,032	79,242	63	39,171	6,928	6,608	4,609	—	326,194

令和2年4月1日現在

上水道の年度別、管種別整備延長の推移



⑥ 下水道

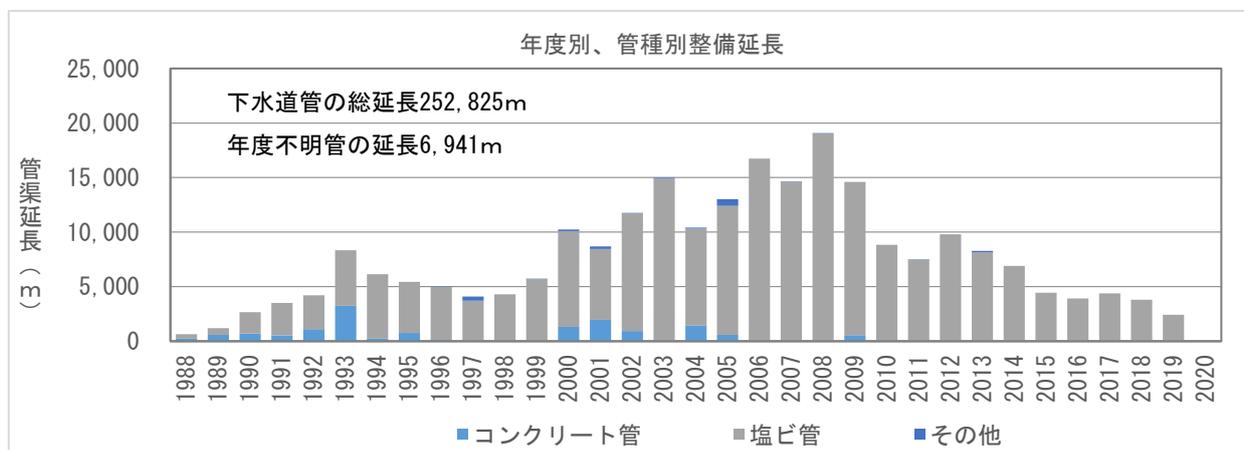
町下水道事業は、中新川広域行政事務組合で公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を行っており、令和2年4月1日現在の町内の管渠延長は252.8kmとなっています。管種別では塩ビ管が90.5%を占め、管径別では250mm以下が88.2%を占めています。

また町単独では農業集落排水で生活排水等の処理を行っており、令和2年4月1日現在の管渠延長は44kmとなっています。

下水道の管種別延長

	コンクリート管	陶管	塩ビ管	更生管	その他	計
延長 m	14,316.4 (7.0%)	—	232,389.7 (90.5%)	—	6,118.5 (2.5%)	252,824.6 (100.0%)

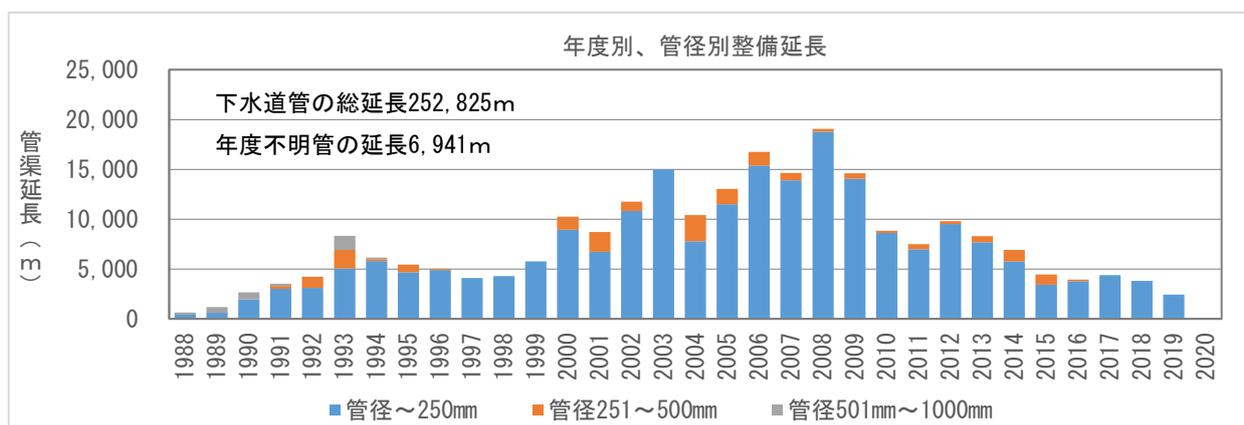
※公共下水道事業（立山幹線、立山処理区）及び特定環境保全公共下水道事業（立山特環幹線、令和2年4月1日現在東部立山特環処理区、西部立山特環処理区）エリアにおける管渠延長を管種別に集計



下水道の管径別延長

	管径 250mm以下	管径 251~500mm	管径 501mm ~1000mm	管径 1001 ~2000mm	管径 2001mm ~3000mm	管径 3001m以上	不明	合計
延長 m	225,927.6 (88.2%)	19,631.5 (9.1%)	3,289.8 (1.3%)	—	—	—	3,975.7 (1.5%)	252,824.6 (100.0%)

※公共下水道事業（立山幹線、立山処理区）及び特定環境保全公共下水道事業（立山特環幹線、令和2年4月1日現在東部立山特環処理区、西部立山特環処理区）エリアにおける管渠延長を管種別に集計



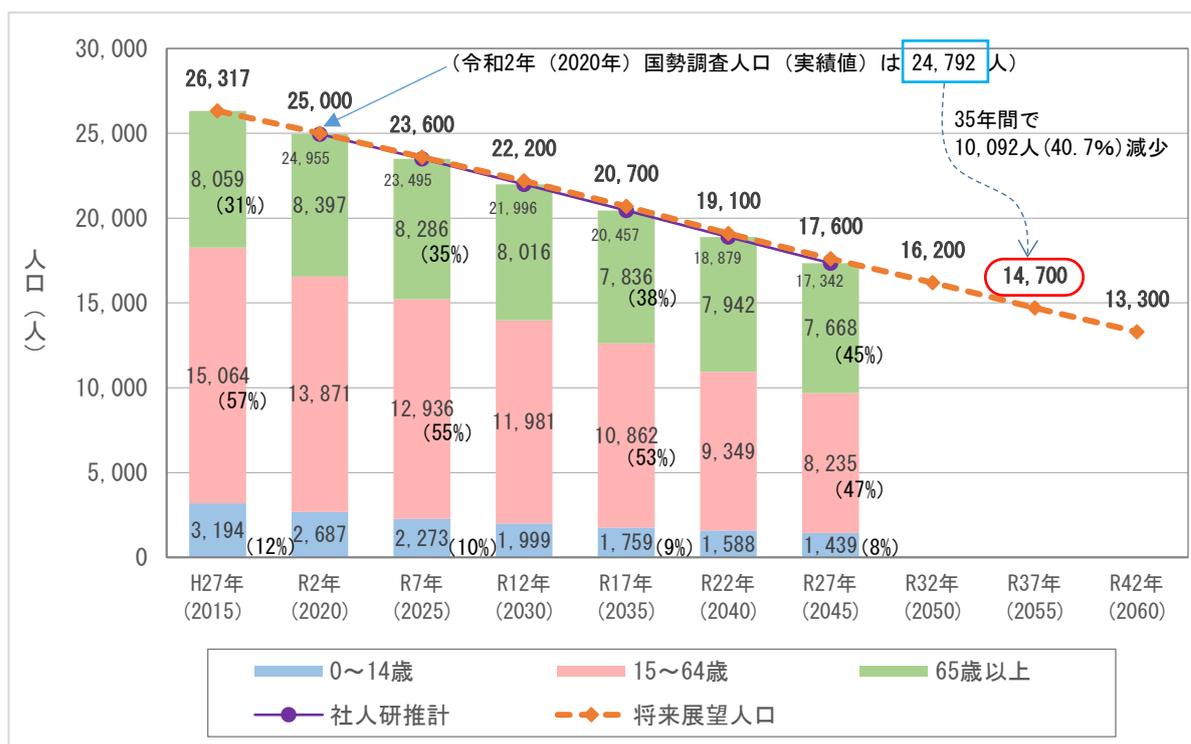
2. 人口の見通し

「第2次立山町人口ビジョン」※によれば、本計画の最終年である令和37年度（2055年度）の総人口は14,700人と予測されており、令和2年（2020年）国勢調査人口（24,792人）に比べて約40.7%減少すると見込まれています。

年齢3区分人口について、構成比では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加していますが、実数ではいずれも減少傾向で推移すると見込まれています。

※人口ビジョン：平成26年12月に閣議決定された国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（閣副第979号）に基づき、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。令和元年に国立社会保障・人口問題研究所による新たな将来推計人口が公表され、また国においても令和元年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と合わせて人口ビジョンの見直しが行われたことを踏まえ、令和3年3月に本町の第2次人口ビジョンを策定したものの。

■第2次立山町人口ビジョンにおける人口の将来展望



出典：第2次立山町人口ビジョン

※社人研とは、「国立社会保障・人口問題研究所」をいう。

※平成27年（2015）は実績値、令和2年（2020）以降は推計値である。

※年齢3区分別人口の推計値は社人研推計による。パーセンテージは構成比を表す。

3. 財政状況

(1) 歳入の状況

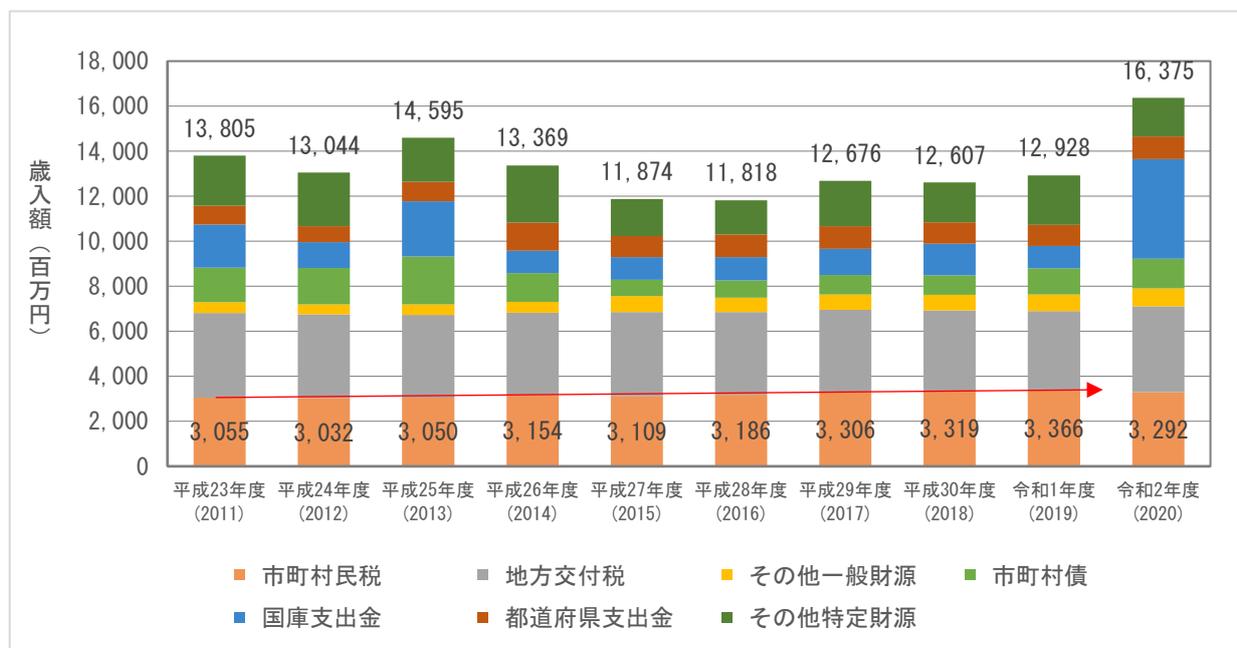
平成23年度以降の歳入（一般会計）をみると概ね120～140億円で推移し、最近10年間の平均が約133億円となっています。自主財源の町税（地方税）は概ね微増傾向で推移していますが、令和2年度は若干減少しています。最近10年間の平均が約32億円となっています。中長期的に生産年齢人口（15～64歳）の減少が見込まれるため、町税の増加は期待できない状況にあります。

歳入※の状況

単位：千円

	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
市町村民税	3,054,667 22.1%	3,032,401 23.2%	3,049,554 20.9%	3,153,890 23.6%	3,109,358 26.2%	3,186,316 27.0%	3,306,159 26.1%	3,319,474 26.3%	3,365,542 26.0%	3,292,200 20.1%
地方交付税	3,760,853 27.2%	3,719,332 28.5%	3,682,033 25.2%	3,674,539 27.5%	3,744,031 31.5%	3,674,077 31.1%	3,651,774 28.8%	3,608,691 28.6%	3,532,803 27.3%	3,818,664 23.3%
その他一般財源	475,310 3.4%	446,313 3.4%	457,398 3.1%	485,821 3.6%	711,187 6.0%	633,715 5.4%	672,651 5.3%	691,857 5.5%	734,948 5.7%	785,354 4.8%
市町村債	1,533,900 11.1%	1,612,014 12.4%	2,133,189 14.6%	1,263,665 9.5%	722,013 6.1%	769,684 6.5%	868,963 6.9%	870,071 6.9%	1,165,999 9.0%	1,330,330 8.1%
国庫支出金	1,919,128 13.9%	1,144,041 8.8%	2,452,693 16.8%	994,522 7.4%	1,003,778 8.5%	1,028,053 8.7%	1,156,468 9.1%	1,393,226 11.1%	983,502 7.6%	4,420,123 27.0%
都道府県支出金	829,997 6.0%	717,491 5.5%	860,694 5.9%	1,247,030 9.3%	944,852 8.0%	1,014,363 8.6%	1,017,822 8.0%	959,324 7.6%	941,219 7.3%	1,004,008 6.1%
その他特定財源	2,230,962 16.2%	2,372,339 18.2%	1,959,400 13.4%	2,549,923 19.1%	1,638,896 13.8%	1,511,651 12.8%	2,002,135 15.8%	1,763,897 14.0%	2,203,752 17.0%	1,724,117 10.5%
歳入合計	13,804,817 100.0%	13,043,931 100.0%	14,594,961 100.0%	13,369,390 100.0%	11,874,115 100.0%	11,817,859 100.0%	12,675,972 100.0%	12,606,540 100.0%	12,927,765 100.0%	16,374,796 100.0%

※一般会計



(2) 歳出の状況

平成23年度以降の歳出（一般会計）の推移をみると、扶助費※が増加しており、少子高齢化の進行に伴い、この傾向は今後もより強まっていくと考えられます。一方、投資的経費は平成26年度以前に比べ平成27年度以降は大幅に減少しています。

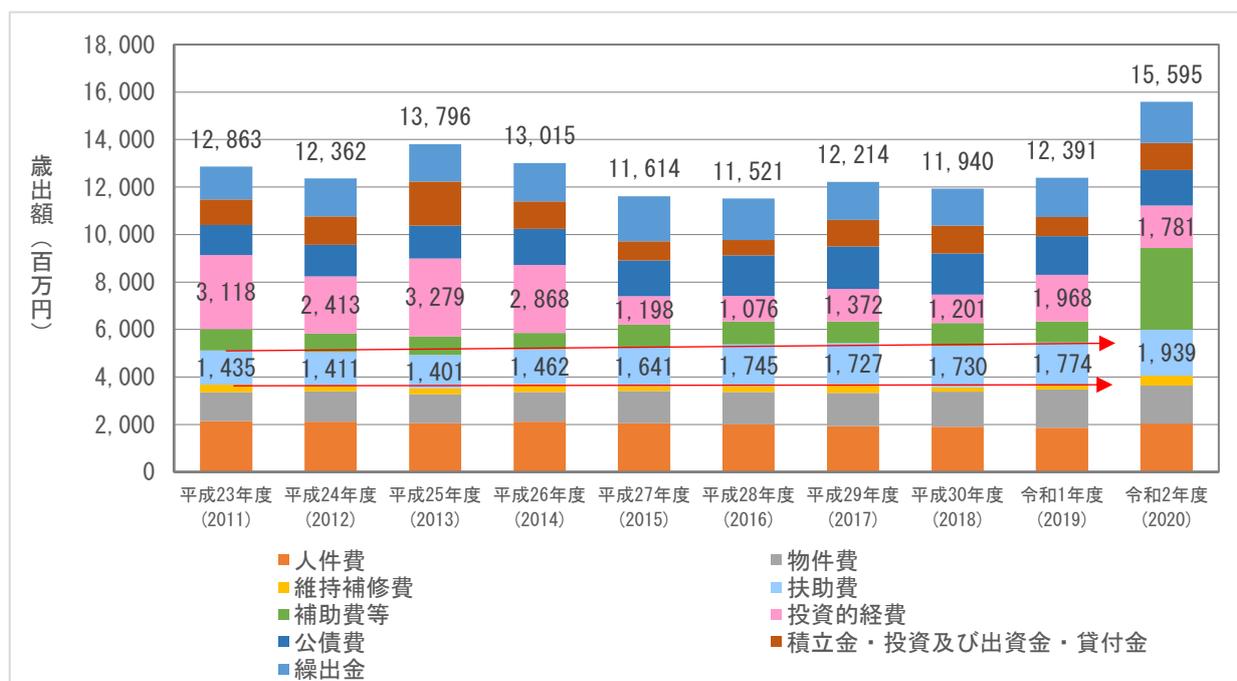
※扶助費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方自治体が行う支援に要する経費。

歳出※の状況

単位：千円

	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
人件費	2,145,163 16.7%	2,122,923 17.2%	2,047,612 14.8%	2,114,445 16.2%	2,051,234 17.7%	2,004,987 17.4%	1,928,076 15.8%	1,908,640 16.0%	1,867,288 15.1%	2,031,115 13.0%
物件費	1,206,305 9.4%	1,265,826 10.2%	1,228,905 8.9%	1,255,194 9.6%	1,358,046 11.7%	1,364,288 11.8%	1,394,067 11.4%	1,466,276 12.3%	1,607,717 13.0%	1,605,922 10.3%
維持補修費	330,104 2.6%	248,176 2.0%	254,196 1.8%	334,421 2.6%	211,931 1.8%	250,914 2.2%	377,510 3.1%	198,857 1.7%	200,012 1.6%	419,144 2.7%
扶助費	1,435,386 11.2%	1,411,004 11.4%	1,401,000 10.2%	1,462,237 11.2%	1,641,499 14.1%	1,745,374 15.1%	1,726,676 14.1%	1,730,348 14.5%	1,774,033 14.3%	1,939,385 12.4%
補助費等	895,867 7.0%	776,476 6.3%	781,469 5.7%	685,309 5.3%	945,640 8.1%	975,403 8.5%	915,877 7.5%	962,270 8.1%	886,377 7.2%	3,437,614 22.0%
投資的経費	3,117,688 24.2%	2,413,008 19.5%	3,279,474 23.8%	2,868,156 22.0%	1,198,415 10.3%	1,075,804 9.3%	1,372,389 11.2%	1,200,553 10.1%	1,967,779 15.9%	1,780,957 11.4%
公債費	1,265,976 9.8%	1,331,731 10.8%	1,386,468 10.0%	1,512,632 11.6%	1,507,348 13.0%	1,701,309 14.8%	1,785,639 14.6%	1,734,671 14.5%	1,625,542 13.1%	1,503,299 9.6%
積立金・投資及び 出資金・貸付金	1,083,433 8.4%	1,187,933 9.6%	1,843,222 13.4%	1,166,201 9.0%	797,082 6.9%	644,833 5.6%	1,117,799 9.2%	1,170,512 9.8%	805,870 6.5%	1,142,621 7.3%
繰出金	1,382,825 10.8%	1,605,162 13.0%	1,574,111 11.4%	1,615,994 12.4%	1,903,194 16.4%	1,757,869 15.3%	1,596,150 13.1%	1,567,448 13.1%	1,656,279 13.4%	1,734,458 11.1%
合計	12,862,747 100.0%	12,362,239 100.0%	13,796,457 100.0%	13,014,589 100.0%	11,614,389 100.0%	11,520,781 100.0%	12,214,183 100.0%	11,939,575 100.0%	12,390,897 100.0%	15,594,515 100.0%

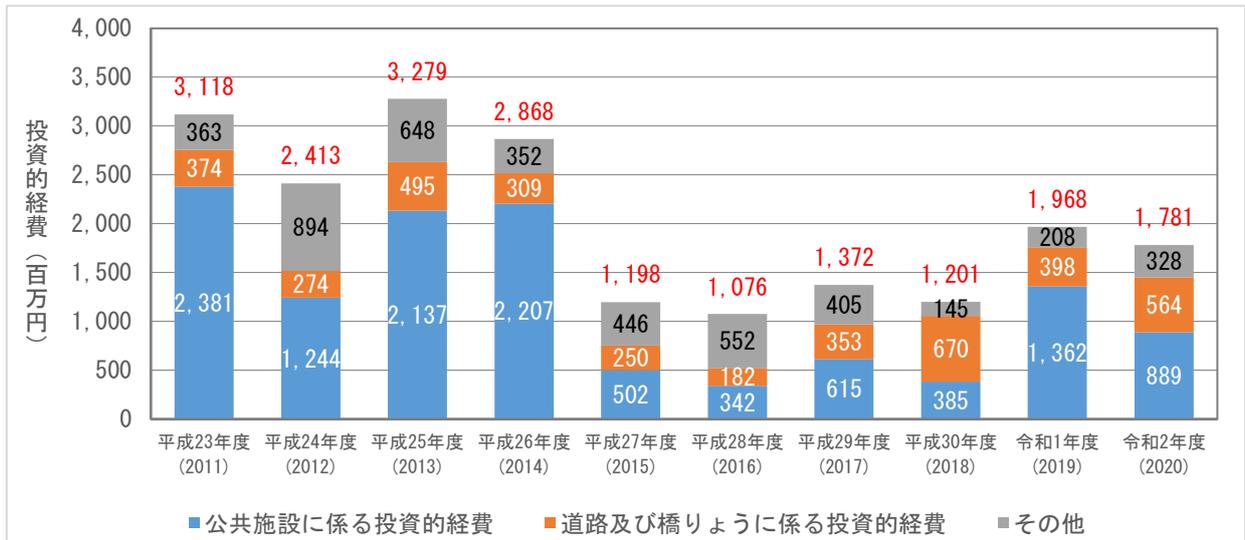
※一般会計



投資的経費の内訳をみると、公共施設に係る経費が平成 27 年度以降大きく減少しています。平成 27 年度に策定した立山町公共施設等総合管理計画による公共施設の削減対策等の一定の効果が現われているものと考えられます。

最近 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）における公共施設に係る経費の年平均は約 7 億 1,800 万円となっています。

投資的経費の内訳（単位：百万円）



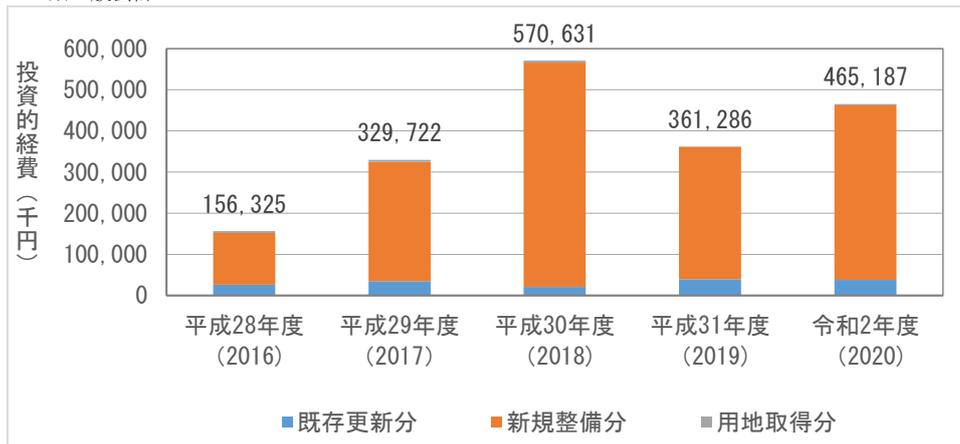
道路整備に係る投資的経費（一般会計）の最近 5 年間の状況（平均額）をみると、既存更新分が約 3,100 万円、新規整備分が約 3 億 4,100 万円となっています。

道路整備に係る投資的経費※の推移

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016 年度 (平成 28 年)	26,004	125,573	4,748	156,325
2017 年度 (平成 29 年)	34,912	289,937	4,873	329,722
2018 年度 (平成 30 年)	20,452	545,654	4,525	570,631
2019 年度 (平成 31 年)	39,000	322,051	235	361,286
2020 年度 (令和 2 年)	37,829	424,787	2,571	465,187
5 年間の平均	31,639	341,600	3,390	376,630

※一般会計



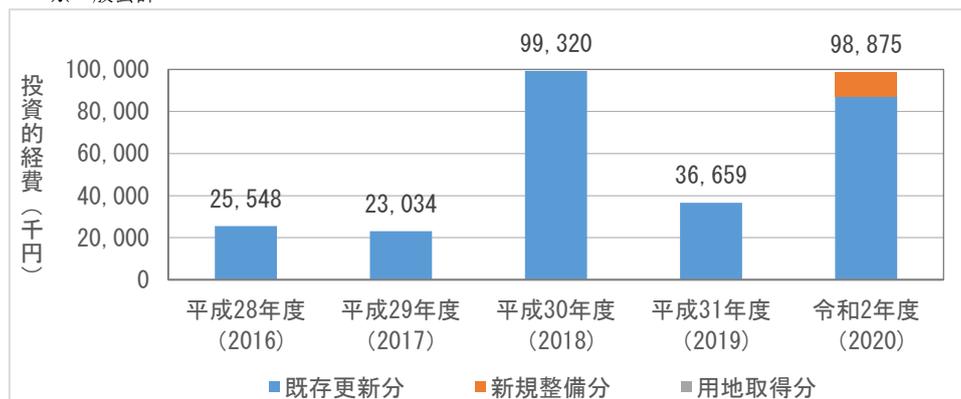
橋りょうの整備に係る投資的経費（一般会計）の最近5年間の状況を見ると、ほとんどが既存更新分で占めており、全体の平均額が約5,600万円となっています。

橋りょうの整備に係る投資的経費※の推移

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年度(平成28年)	25,548			25,548
2017年度(平成29年)	23,034			23,034
2018年度(平成30年)	99,320			99,320
2019年度(平成31年)	36,659			36,659
2020年度(令和2年)	87,181	11,694		98,875
5年間の平均	54,348			56,687

※一般会計



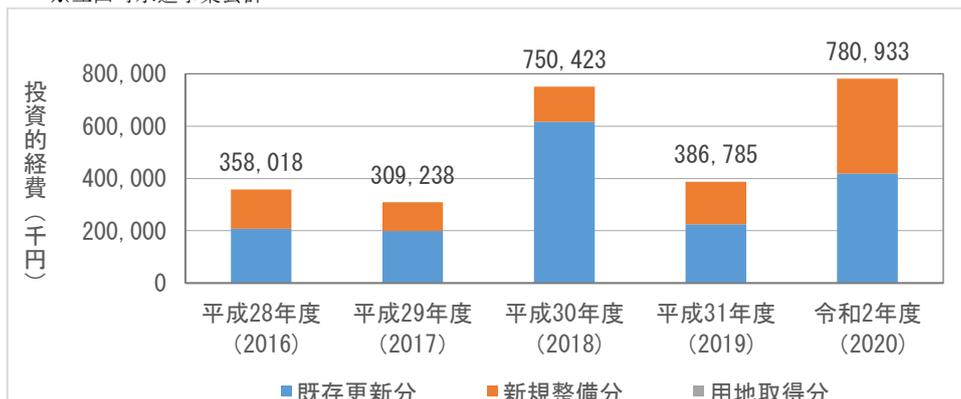
上水道の整備に係る投資的経費（立山町水道事業会計）の最近5年間の状況（平均額）を見ると、全体が約5億1,700万円で、うち既存更新分が約3億3,300万円、新規整備分が約1億8,300万円となっています。

上水道の整備に係る投資的経費※の推移

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年度(平成28年)	208,459	149,558	0	358,018
2017年度(平成29年)	198,769	110,470	0	309,238
2018年度(平成30年)	616,971	133,452	0	750,423
2019年度(平成31年)	225,233	161,551	0	386,785
2020年度(令和2年)	419,627	361,306	0	780,933
5年間の平均	333,812	183,267	0	517,079

※立山町水道事業会計



下水道の整備に係る投資的経費（一般会計 + 農業集落排水事業特別会計）の最近5年間の状況（平均額）をみると、全体が約7億3,100万円で、うち既存更新分が約2億600万円、新規整備分が約5億2,500万円となっています。

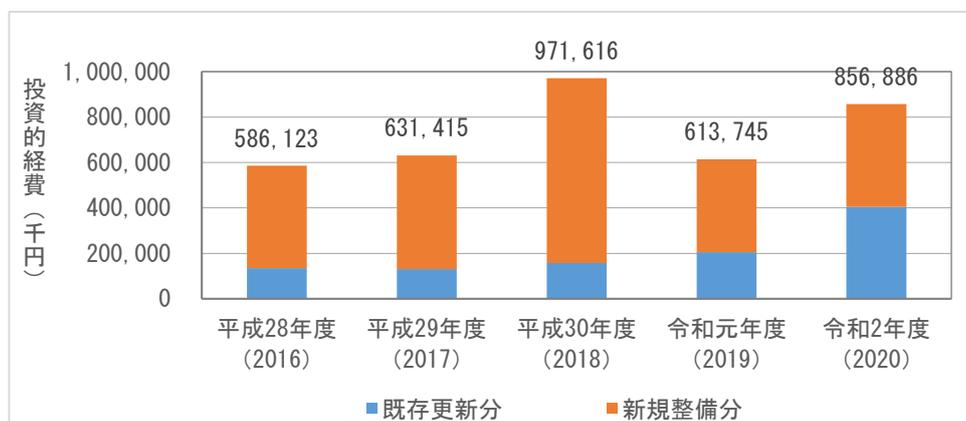
下水道の整備に係る投資的経費※の推移

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2016年度(平成28年)	134,767	451,357	0	586,123
2017年度(平成29年)	130,988	500,426	0	631,415
2018年度(平成30年)	156,789	814,827	0	971,616
2019年度(平成31年)	204,749	408,997	0	613,745
2020年度(令和2年)	403,977	452,909	0	856,886
5年間の平均	206,254	525,703	0	731,957

※一般会計 + 農業集落排水事業特別会計

※公共下水道事業（立山幹線、立山処理区）及び特定環境保全公共下水道事業（立山特環幹線、東部立山特環処理区、西部立山特環処理区）エリアにおける投資的経費を年度別に集計



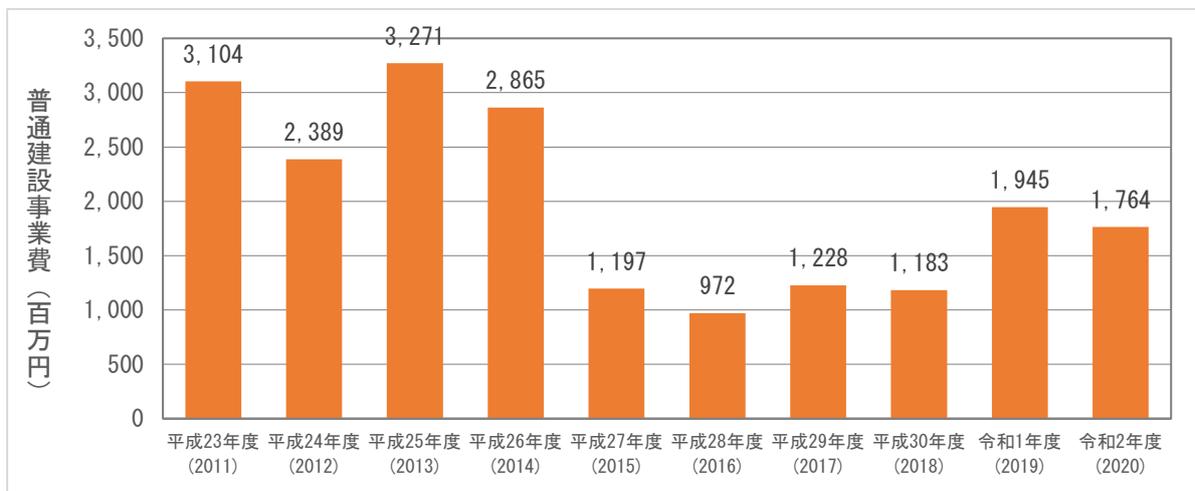
(3) 普通建設事業費の状況

投資的経費のうち公共施設等の整備に係る財政支出である普通建設事業費は、令和2年度で約17.6億円となっており、平成23年度以降の10年間の平均では約19.9億円となっています。

普通建設事業費の状況

(単位：千円)

	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)
普通建設事業費	3,103,798	2,388,572	3,271,223	2,864,667	1,196,676	971,570	1,227,774	1,183,345	1,945,243	1,764,384

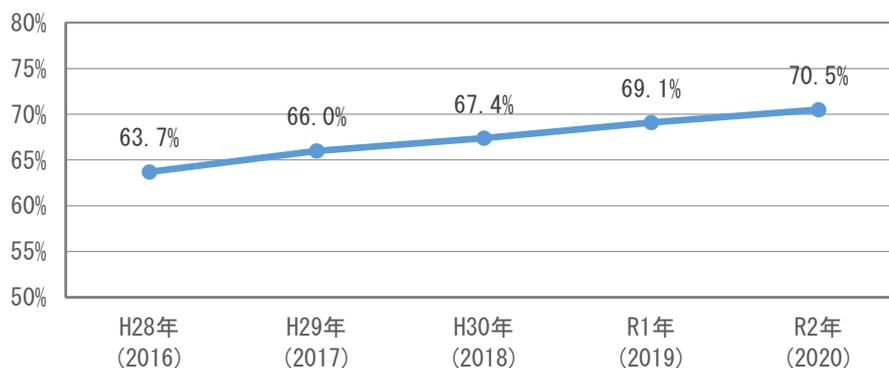


(4) 有形固定資産減価償却率※の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しています。償却率が大きいほど、資産の老朽化が進んでいることとなります。

本町においては、下図にみられるように、普通会計における有形固定資産減価償却率は徐々に上昇しており、公共施設等の老朽化が進んでいます。今後も財政状況を踏まえ資産の更新や長寿命化対策等により適切な維持更新をしていく必要があります。

有形固定資産減価償却率の推移



(5) 公共施設の維持費・運営費の状況

公共施設の令和2年度の維持・運営費の合計が約7億5,200万円であり、内訳は施設維持費が約1億7,600万円、施設運営費が約5億7,600万円となっています。

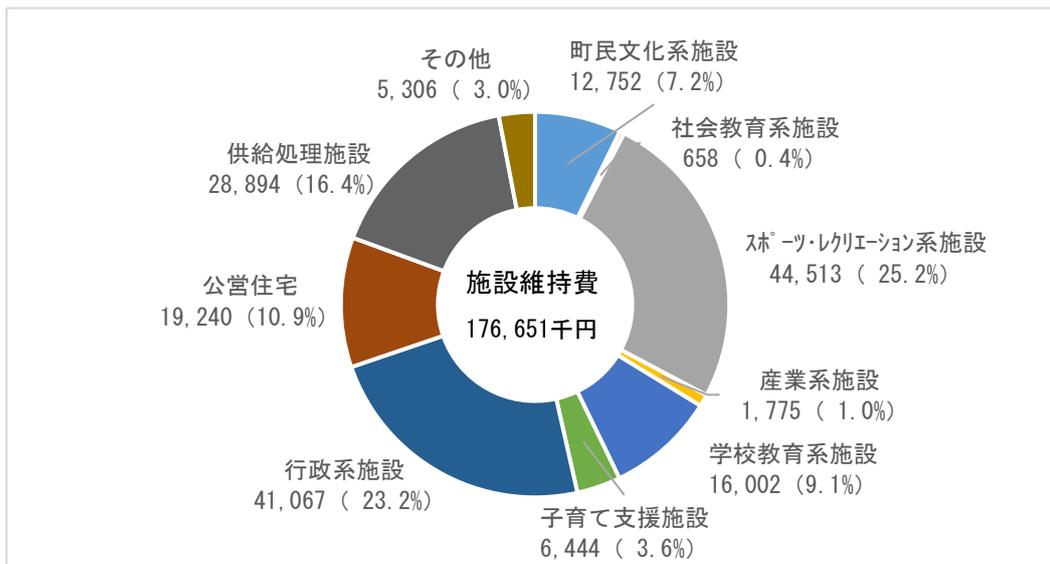
施設類型別にみると、施設維持費では供給処理施設が最も多く、次いで公営住宅、学校教育系施設の順となっています。施設運営費では、行政系施設が最も多く、次いで学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設の順となっています。

公共施設類型別施設維持費・施設運営費（令和2年度）

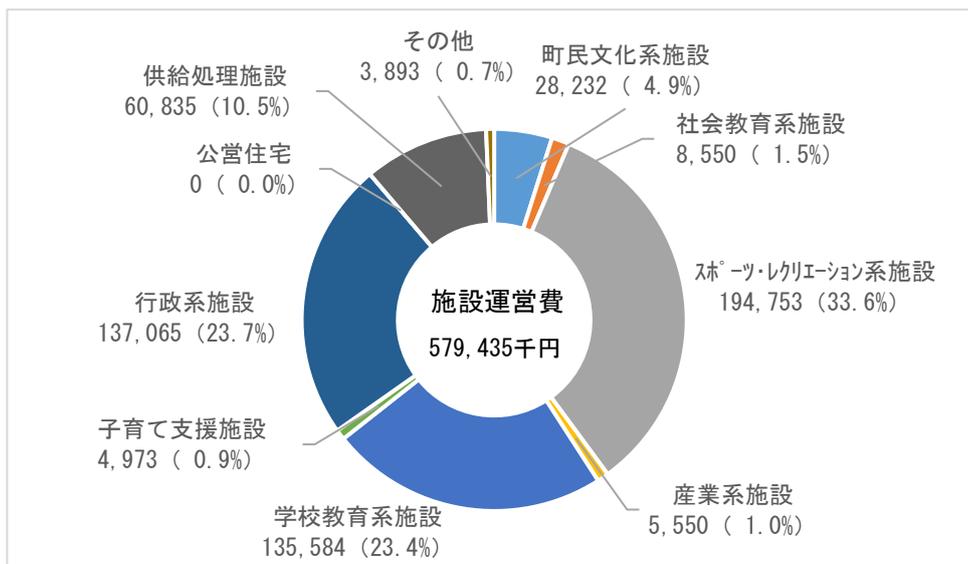
施設分類（大分類）	施設維持費		施設運営費		支出計	
	（千円）	（%）	（千円）	（%）	（千円）	（%）
町民文化系施設	12,752	7.2%	28,232	4.9%	40,984	5.4%
社会教育系施設	658	0.4%	8,550	1.5%	9,208	1.2%
スポーツ・レクリエーション系施設	44,513	25.2%	194,753	33.8%	239,266	31.6%
産業系施設	1,775	1.0%	5,550	0.5%	7,325	1.0%
学校教育系施設	16,002	9.1%	135,584	23.5%	151,586	20.0%
子育て支援施設	6,444	3.6%	4,973	0.9%	11,417	1.5%
行政系施設	41,067	23.2%	137,065	23.8%	178,132	23.6%
公営住宅	19,240	10.9%	0	0.0%	19,240	2.5%
供給処理施設	28,894	16.4%	60,835	10.6%	89,729	11.9%
その他	5,306	3.0%	3,893	0.7%	9,199	1.2%
総合計	176,651	100.0%	579,435	100.0%	756,086	100.0%

資料：公共施設カルテ（令和2年度所管課調べ）

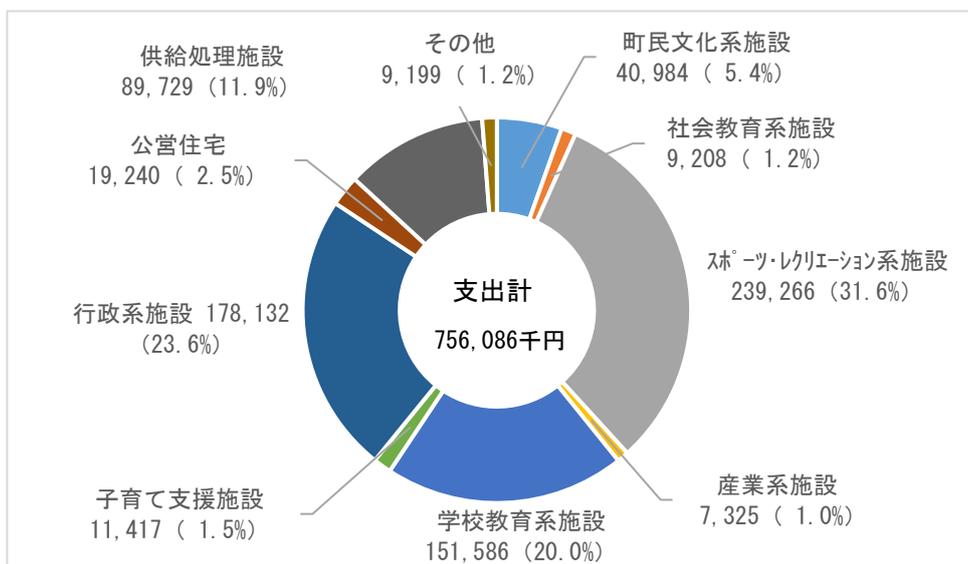
※施設別のカルテ（各課調べ）に記載された施設維持費、施設運営費を施設分類別に集計



令和2年度



令和2年度



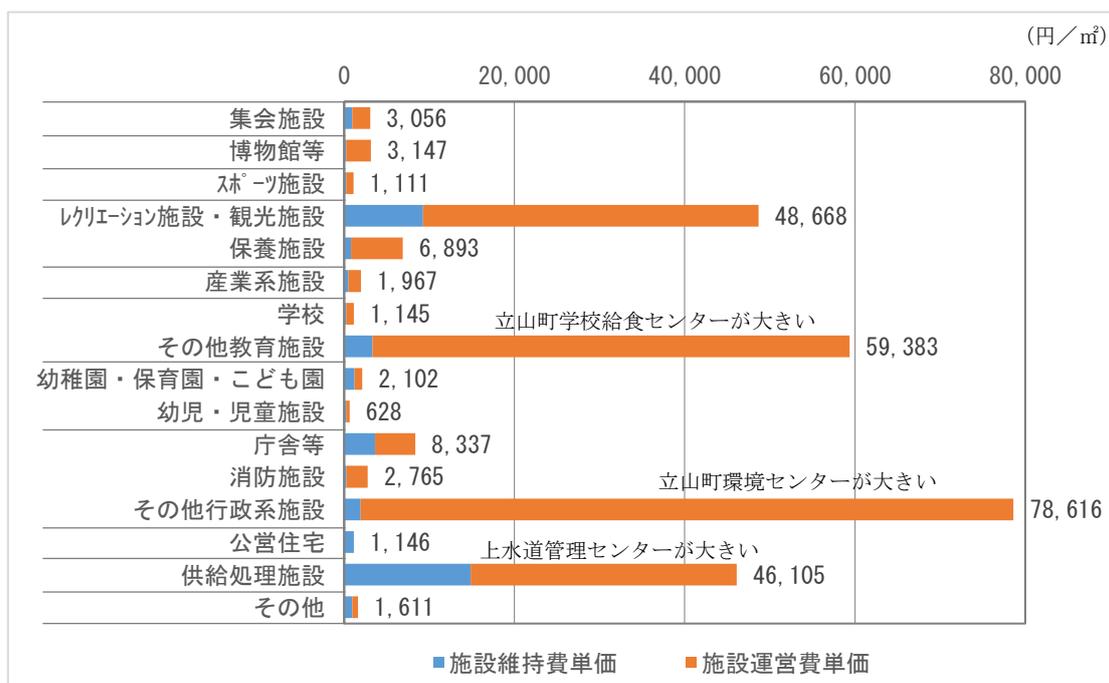
令和2年度

施設類型（中分類）別に延床面積当たりの維持・運営費をみると、その他教育施設、その他行政系施設、供給処理施設で高くなっています。

公共施設類型別の施設床面積当たりの維持費・施設運営費の単価（令和２年度）

大分類	中分類	延床面積㎡	施設維持費		施設運営費	
			千円	円/㎡	千円	円/㎡
町民文化系施設	集会施設	13,413	12,752	951	28,232	2,105
社会教育系施設	博物館等	2,926	658	225	8,550	2,922
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	12,741	2,964	233	11,193	879
	レクリエーション施設・観光施設	4,266	39,540	9,269	168,082	39,400
	保養施設	2,537	2,009	792	15,478	6,101
産業系施設	産業系施設	3,723	1,775	477	5,550	1,491
学校教育系施設	学校	43,045	10,261	238	39,014	906
	その他教育施設	1,723	5,741	3,332	96,570	56,051
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	5,208	6,275	1,205	4,673	897
	幼児・児童施設	747	169	226	300	402
行政系施設	庁舎等	10,513	38,313	3,644	49,339	4,693
	消防施設	2,849	733	257	7,144	2,508
	その他行政系施設	1,051	2,021	1,923	80,582	76,693
公営住宅	公営住宅	16,789	19,240	1,146	0	0
供給処理施設	供給処理施設	1,946	28,894	14,847	60,835	31,259
その他	その他	5,711	5,306	929	3,893	682

施設類型（中分類）別、延床面積あたりの施設維持費、施設運営費

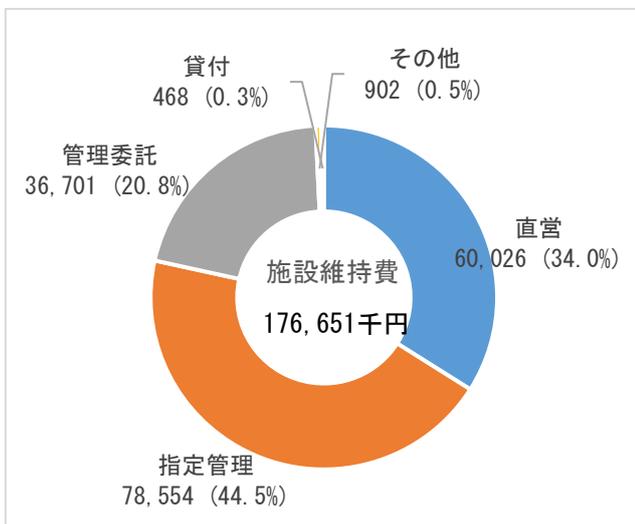


令和２年度

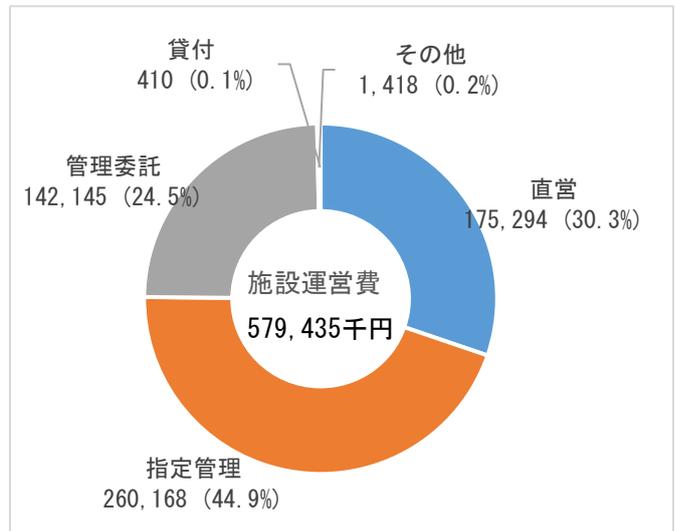
管理形態別にみると、ほとんどが直営、指定管理、管理委託で占められ、支出合計額でほぼ三等分になっています。

管理形態別施設維持費、施設運営費（令和2年度）

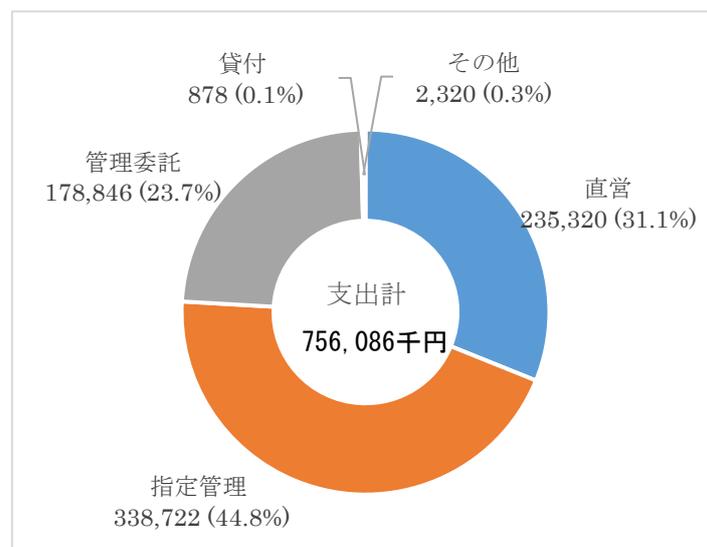
管理形態	施設維持費 千円	施設運営費 千円	支出計 千円
直営	60,026	175,294	235,320
指定管理	78,554	260,168	338,722
管理委託	36,701	142,145	178,846
その他	902	1,418	2,320
貸付	468	410	878
総合計	176,651	579,435	756,086



令和2年度



令和2年度



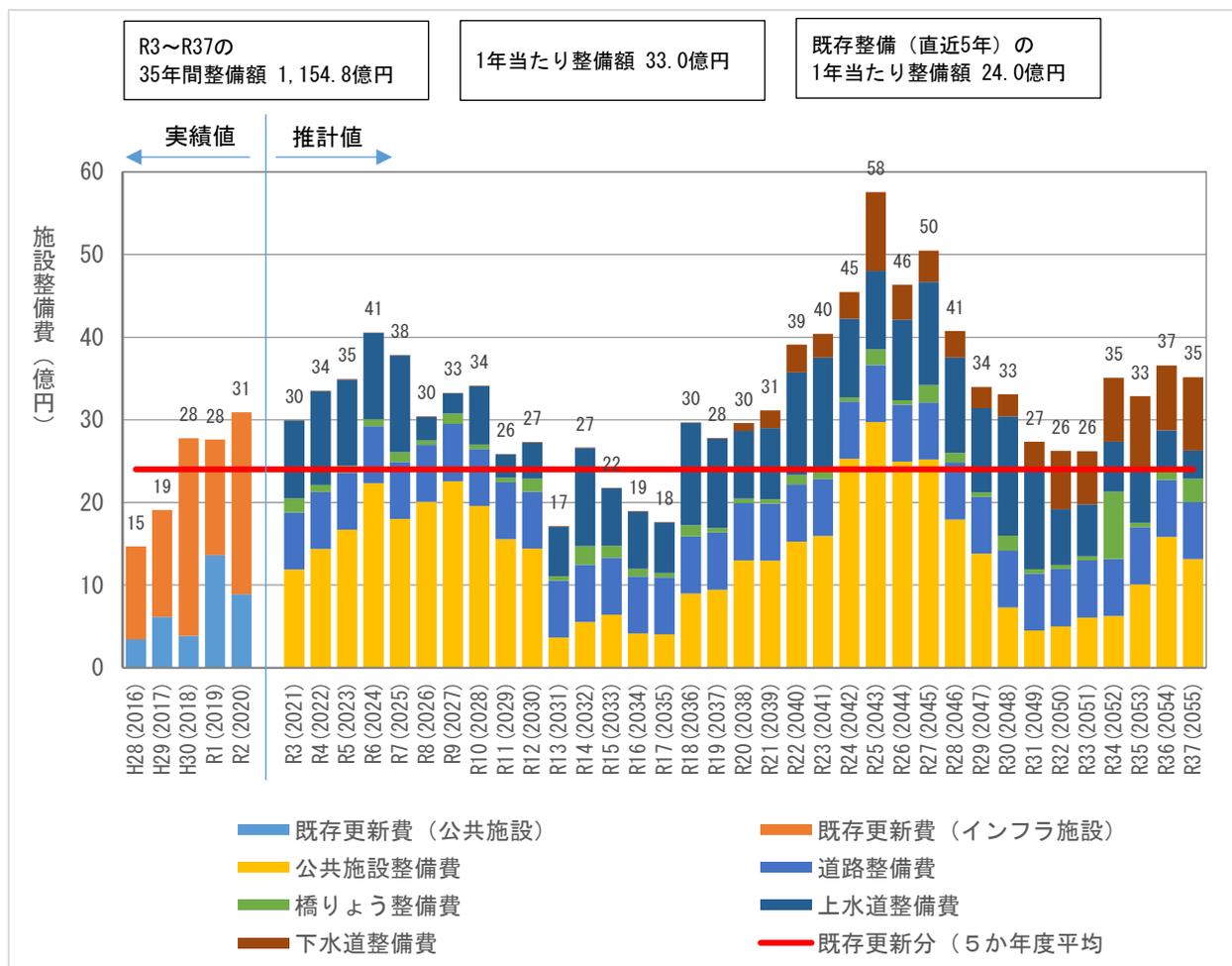
令和2年度

4. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設及び都市基盤施設の中長期的な経費の見込み

本町の公共施設及び都市基盤施設の更新費用等中長期的な見通しについて、一定の条件の下、将来の更新費用を試算した結果、既存公共施設で大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えを行うとともに、既存の都市基盤施設のすべてを現状規模のまま更新を行った場合、令和3年度から令和37年までの35年間で1,154億8千万円（年平均33億円）の経費が必要であると見込まれます。

将来の更新費用の試算結果（公共施設と都市基盤施設の合計）



※公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）による推計である。

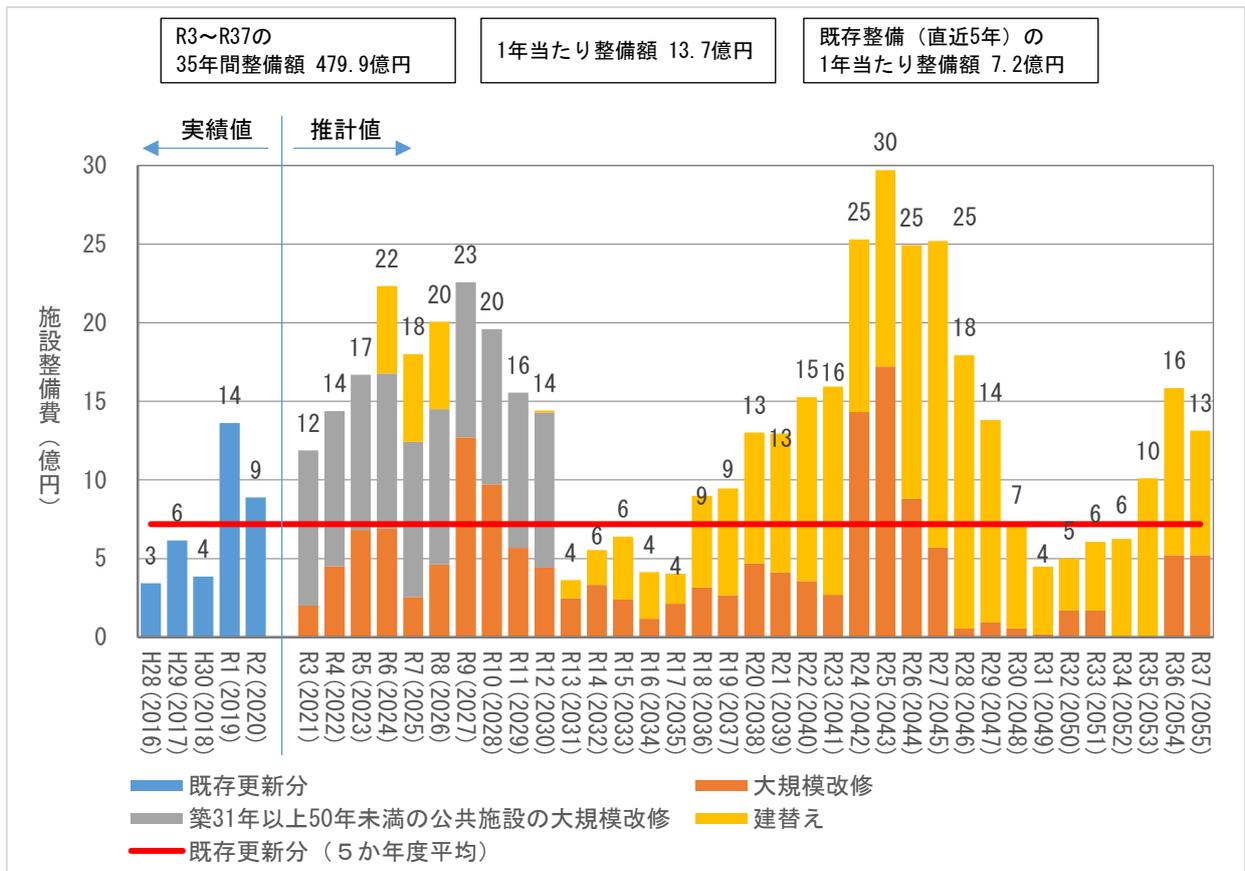
※更新費用の合計は、端数処理により公共施設と都市基盤施設の試算結果の合計額とならない場合がある。

(2) 公共施設の中長期的な経費の見込み

本町の公共施設の更新費用等中長期的な見通しについて、一定の条件の下、将来の更新費用を試算した結果、既存施設のすべての施設で大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えを行った場合、令和3年度から令和37年までの35年間で479億9千万円（年平均13億7千万円）の経費が必要であると見込まれます。

また、大規模改修と建替えの時期をみると、令和6年～9年ころに最初のピークを迎え、令和24年～27年ごろに再度ピークを迎えると予想されます。

将来の更新費用の試算結果（公共施設）



※更新費用の推計額は、事業費ベースでの計算とする。

※耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する（延べ床面積×更新単価）。

※更新（建替え）単価は、地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された4段階の単価を使用する。大規模改修単価は、建替えの6割と想定する。

[更新単価]

	大規模改修	建替え
行政施設、文化・社会教育施設、消防・防災施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設、保健・衛生施設、その他施設	20万円/㎡	36万円/㎡
児童・福祉施設、学校・教育施設	17万円/㎡	33万円/㎡
住宅施設	17万円/㎡	28万円/㎡

※耐用年数は、標準的な耐用年数とされる60年を採用する（日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より）。

※大規模改修について

- ・大規模改修の時期は、建設後30年で行うと想定する。

- ・計画開始時に既に経過年数が31年以上50年未満である公共施設については、10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
- ・計画期間中に大規模改修の時期に到達する公共施設については、設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、2年間として計算する。

※建替えについて

- ・建替えの時期は、建設後60年で行うと想定する。建替え期間は、設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、3年間として計算する。
- ・計画開始時に既に経過年数が51年以上である公共施設については、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。

【長寿命化対策を反映した場合の見込】

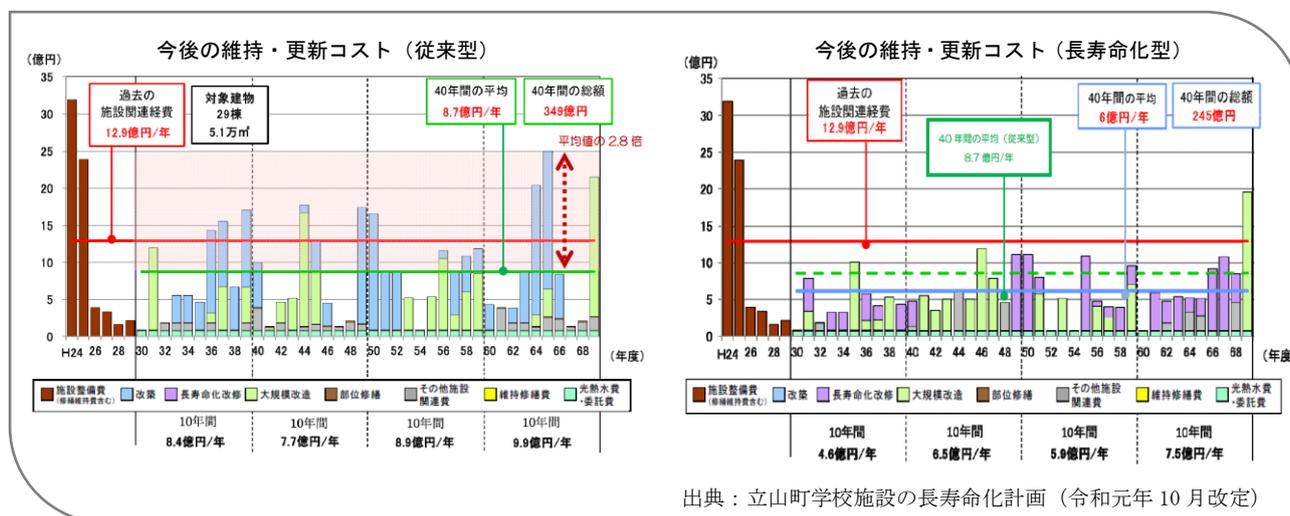
- ・本町においては、学校施設^{※1}、社会教育施設^{※2}、公営住宅等^{※3}について長寿命化計画を策定しています。その中で長寿命化対策を施した場合とそうでない場合のライフサイクルコストを試算し、長寿命化対策を施すことによるコストの縮減効果を明らかにしています。学校施設の例でみると、従来型による維持・更新コストが40年間で約349億円に対し、長寿命化型では約245億円となり、約30%の縮減になっています。
- ・これらの計画事例から、公共施設全体に長寿命化対策を反映した場合、相当程度のコスト縮減効果が見込まれるものと考えられます。詳細については今後の個別計画で明らかにしていく必要があります。

※1 「立山町学校施設の長寿命化計画」（令和元年10月改定）

※2 「立山町社会教育施設長寿命化計画」（令和2年3月策定）

※3 「立山町公営住宅等長寿命化計画」（平成27年3月改定）

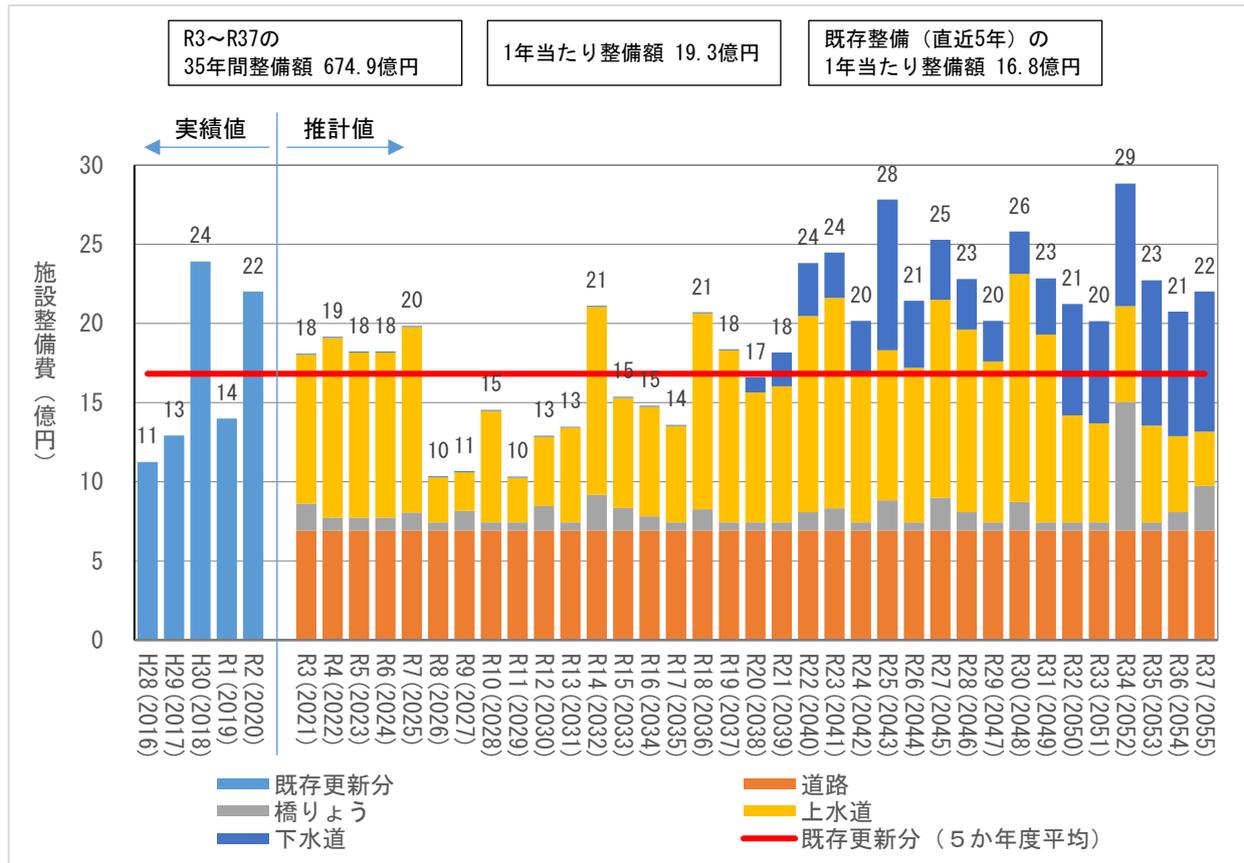
《参考》学校施設のライフサイクルコスト比較（従来型と長寿命化対策を施した場合のコスト比較）



(3) 都市基盤施設の中長期的な経費の見込み

本町の都市基盤施設の更新費用等中長期的な見通しについて、一定の条件の下、将来の更新費用を試算した結果、都市基盤施設のすべてを現状規模のまま更新を行った場合、令和3年度から令和37年までの35年間で674億9千万円（年平均19億3千万円）の経費が必要であると見込まれます。

将来の更新費用の試算結果（都市基盤施設）



※道路は、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、一定の更新単価を乗じて更新費用を試算している。橋りょうは、総面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、一定の更新単価を乗じて更新費用を試算している。上水道は、管径別の延長長さに、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を算出している。下水道は、総延長に更新年数で割った延長長さを1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じて更新費用を算出している。

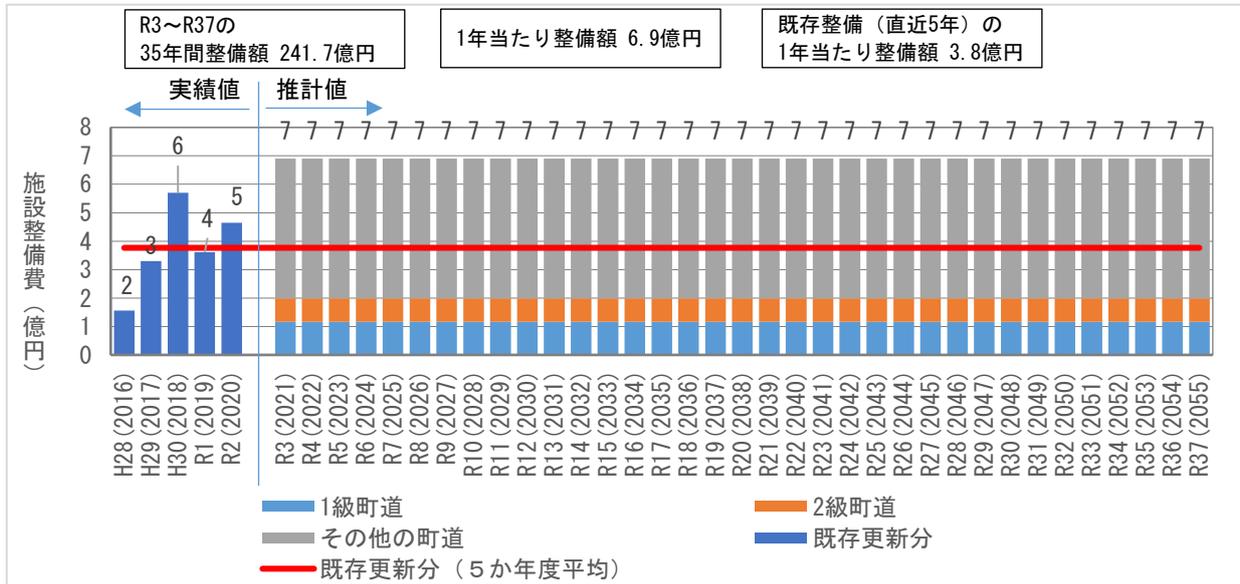
[更新年数、更新単価]

区分	公共施設等更新費用試算ソフト仕様書に基づく	
	更新年数	単価
道路	15年	4,700円/㎡
橋りょう	60年	448千円/㎡
上水道	40年	導水管及び送水管 ~300mm : 100千円/m 300~500mm : 114千円/m
		配水管 ~150mm以下 : 97千円/m ~200mm以下 : 100千円/m
下水道	50年	124千円/m

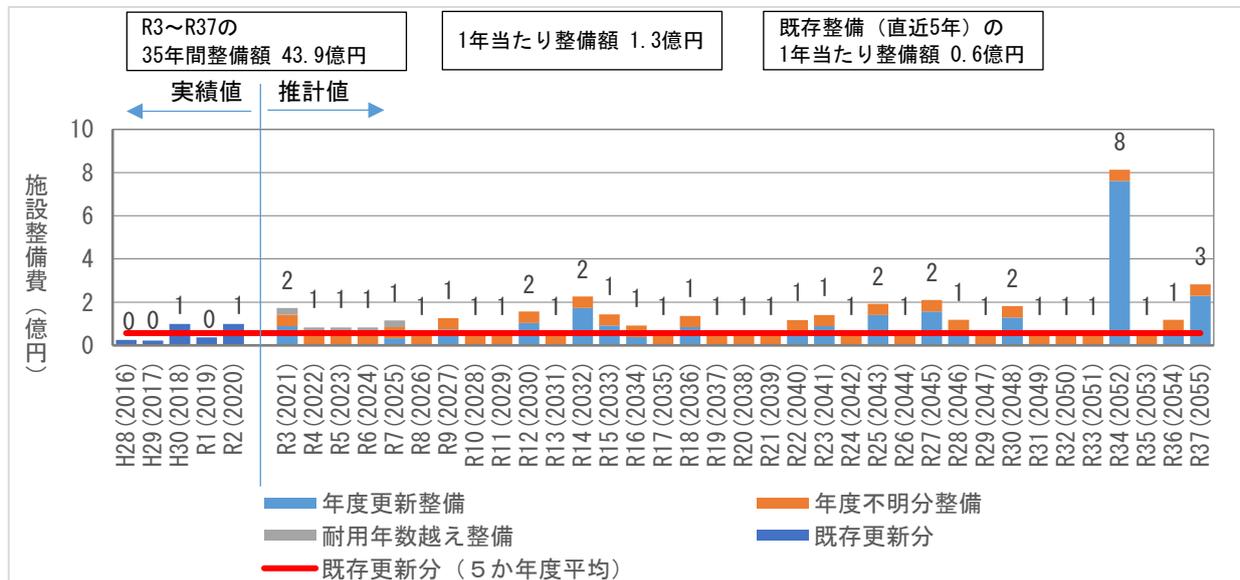
上記に都市基盤施設全体の令和3年度から令和37年までの35年間の必要経費を見込んだが、その内訳を施設別にみると、以下のようになります。

施設区分	今後35年間の整備費	1年あたりの整備費
道路	241.7億円	6.9億円
橋りょう	43.9億円	1.3億円
上水道	299.1億円	8.5億円
下水道	90.3億円	2.6億円
合計	674.8億円	19.3億円

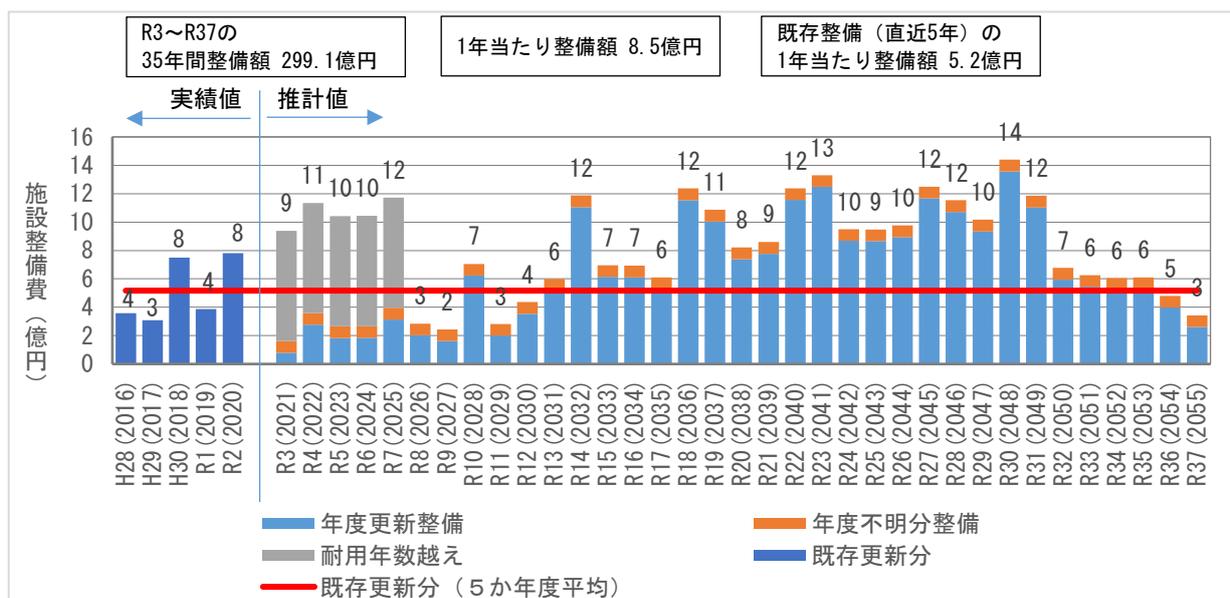
道路の分類別面積による将来の更新費用の推計



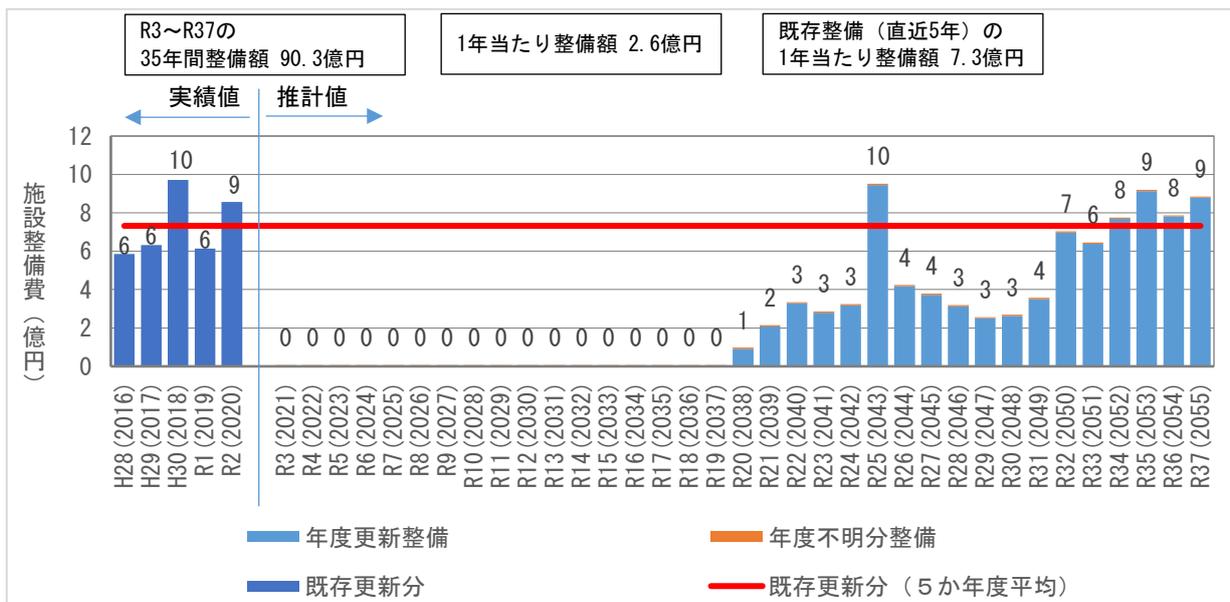
橋りょうの構造別面積将来の更新費用の推計



上水道の管径別年度別延長による将来の更新費用の推計



下水道の管径別年度別延長による将来の更新費用の推計



5. 公共施設等に関するこれまでの経過

(1) 過去に行った対策の実績

立山町公共施設総合管理計画を策定した平成 27 年度以降において、売却・譲渡・解体により処分したものが 9 施設であり、延床面積 3,479 m²（平成 27 年度の公共施設全保有量 130,831 m²に対し 2.6%）の縮減になっています。

また貸付（貸付後も町が維持管理費相当額を負担する施設は除く）により維持管理費用の負担をゼロにしたものが 4 施設であり、延床面積 5,735.20 m²（平成 27 年度の公共施設全保有量の 4.4%）の縮減になっています。

一方、新築・改築により増床したものが 7 施設であり、増床面積 731 m²となっています。これら増減の差引合計で 8,553 m²（平成 27 年度の公共施設全保有量の 6.5%）の縮減になっています。

① 売却・譲渡・解体により処分したもの

管理	施設名	延床面積 m ²			年度	対策	備考
		対策前	対策後	増減			
142	立山町商工交流館（休んでかれや）	542.81	0	△ 542.81	H29	解体	
38	吉峰木工加工所	196.29	0	△ 196.29	R1	売却	
147	(旧)五百石保育所	1,098.64	0	△ 1,098.64	R1	解体	
151	芦見多目的集会施設	161.95	0	△ 161.95	R1	譲渡	
154	立山芦峯ふるさと交流館	261.70	0	△ 261.70	R1	譲渡	
75	釜ヶ淵保育所	720.92	0	△ 720.92	R2	解体	
143	(旧)老人福祉センター佐伯会館	203.36	0	△ 203.36	R2	解体	
144	(旧)老人福祉センター佐伯会館	112.31	0	△ 112.31	R2	解体	
130	千垣防災拠点施設倉庫	181.54	0	△ 181.54	R3	解体	
	計	3,479.52	0	△ 3,479.52			

令和 4 年 1 月 31 日現在

② 貸付により維持管理費支出を縮減したもの

管理	施設名	延床面積 m ²			年度	対策	備考
		対策前	対策後	増減			
145	(旧)社会福祉協議会本館	606.20	0	△ 606.20	H24	貸付	計画策定前より土地改良区に貸付済み
146	(旧)介護拠点施設	164.90	0	△ 164.90	H24	貸付	計画策定前より土地改良区に貸付済み
12	文化情報発信ステーション (旧)谷口小学校)	1949.93	1,248.93	△701.00	R2	貸付	(旧)谷口小学校を転用。1・4階を民間に貸付
203	立山ブランド海外展開戦略拠点施設	1,100.20	0	△ 1,100.20	R2	貸付	株式会社白岩に貸付
96	立山芦峯小学校(校舎)	1,732.36	0	△ 1,732.36	R3	貸付	株式会社フクールに貸付
89	新瀬戸小学校(校舎)	2,201.64	0	△ 2,201.64	R3	貸付	公募による利活用に貸付
	計	7,755.23 6,984.13	1,248.93 1,248.93	△ 6,506.30 △ 5,735.20			上段は6施設の合計 下段はH27以降の4施設の合計

※貸付施設のうち、町が維持管理費相当額を負担する施設は除く

令和4年1月31日現在

③ 新築・改築により増床したもの

管理	施設名	延床面積 m ²			年度	対策	備考
		対策前	対策後	増減			
124	消防団高野分団詰所	80.82	144.19	63.37	H28	改築	
125	消防団大森分団詰所	80.46	145.75	65.29	H28	改築	
126	消防団利田分団詰所	80.82	146.33	65.51	H28	改築	
129	消防団釜ヶ淵分団詰所	79.92	145.75	65.83	H30	改築	
127	消防団上段分団詰所	99.63	152.37	52.74	R2	改築	
202	まちなかファーム	0.00	303.91	303.91	H29	新築	
201	防災倉庫	0.00	114.47	114.47	R2	新築 + 転用	新築 90.87 m ² + 既存施設転用 23.60 m ²
	計	421.65	1,152.77	731.12			

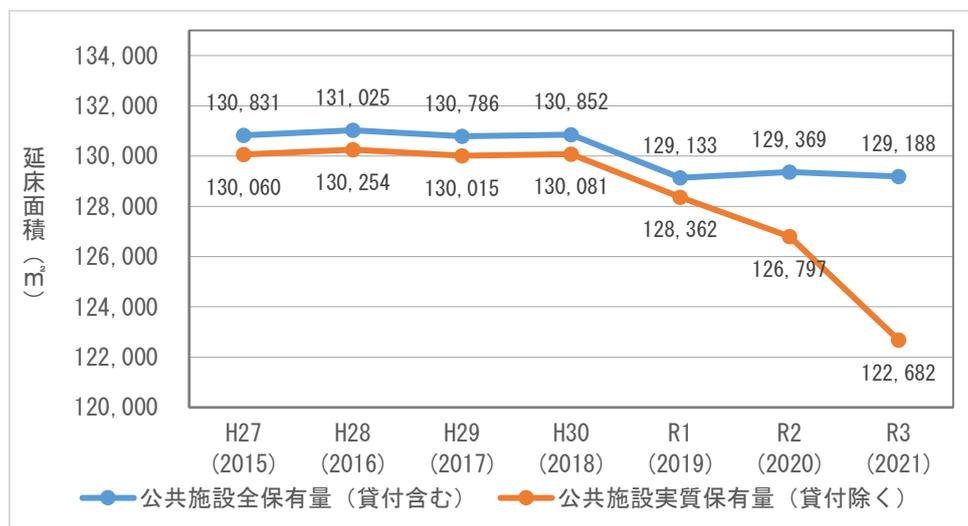
※改築により減床したものはない

令和4年1月31日現在

(2) 公共施設保有量の推移

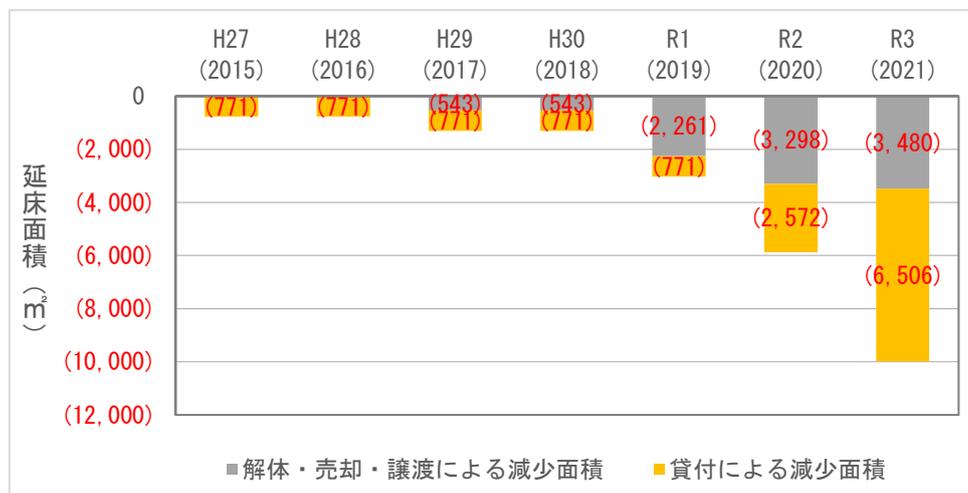
公共施設の全保有量（延床面積）は、公共施設等管理計画策定時の平成27年度より平成30年度まではほぼ横ばいで推移し、令和元年度に僅かに減少しその後はまた横ばいで推移しています。一方、貸付を除く実質保有量は令和元年度以降大きく減少しています。

保有量（延床面積）の推移



※貸付施設とは、町が維持管理費相当額を負担しない施設を指す

対策による減少面積の推移



単位：㎡

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
公共施設全保有量（貸付含む）	※ 130,831	131,025	130,786	130,852	129,133	129,369	129,188
公共施設実質保有量（貸付除く）	130,060	130,254	130,015	130,081	128,362	126,797	122,682
解体・売却・譲渡による減床分	0	0	-543	-543	-2,261	-3,298	-3,480
貸付による減床分	-771	-771	-771	-771	-771	-2,572	-6,506

※H27計画の公共施設総延床面積（130,844.9㎡）には対象外の施設（No.62 公衆便所（雄山神社前立社壇東参道側）13.44㎡）を含めていたため、これを除いて、H27年時点の総延床面積を130,830.89㎡に修正した。

6. 公共施設等の削減対策による効果額の算定

(1) 対策実績による運営費の削減効果

公共施設の削減対策（解体、売却、譲渡、貸付）を行った施設は15施設であり、これら全ての施設を令和3年度末現在まで維持した場合に比較して、運営経費（累積）で約5,300万円の削減効果が算定されます。

公共施設の削減対策（実績）による効果額の算定（単位：千円）

No.	用途	施設名	対策年・方法	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	運営費 (単年)	運営費 (累積)
12	交流施設	(旧) 谷口小学校の1・4階の貸付	R2 貸付						●	→	185	370
38	作業所	吉峰木工加工所(吉峰)	R1 売却					●	→	→	462	1,386
75	保育所	釜ヶ淵保育所	R2 解体						●	→	2,292	4,584
89	校舎	(旧) 新瀬戸小学校(校舎)	R3 貸付							●	1,834	1,834
96	校舎	(旧) 立山芦峯小学校(校舎)	R3 貸付							●	878	878
130	倉庫	千垣防災拠点施設倉庫	R3 解体							●	92	92
142	交流施設	立山町商工交流館(休んでかれや)	H2 解体		●	→	→	→	→	→	3,372	16,860
143	倉庫	(旧) 老人福祉センター佐伯会館	R2 解体						●	→	412	824
144	倉庫	(旧) 老人福祉センター佐伯会館	R2 解体						●	→	412	824
145	事務所	(旧) 社会福祉協議会本館	H24 貸付	●	→	→	→	→	→	→	185	1,850
146	事務所	(旧) 介護拠点施設	H24 貸付	●	→	→	→	→	→	→	185	1,850
147	倉庫	(旧) 五百石保育所	R1 解体					●	→	→	412	1,236
151	集会場	芦見多目的集会施設	R1 譲渡					●	→	→	1,450	4,350
154	交流施設	立山芦峯ふるさと交流館	R1 譲渡					●	→	→	3,078	9,234
203	産業施設	立山ブランド海外展開戦略拠点施設	R2 貸付						●	→	3,500	7,000
合 計											18,749	53,172

※運営費（単年）は、令和2年度実績。但し赤字は、類似の施設からの推計値

※運営費（累積）は、運営費（単年）×年数（対策年から現在まで）で算出

(2) 対策を実施しなかった場合（仮定）の維持・更新及び運営費用

仮に、削減対策を実施せず施設を維持し続けると想定した場合の今後 10 年間の維持・更新費用は約 16 億 100 万円、運営費用は約 1 億 8,700 万円、合わせて約 17 億 8,900 万円となります。すなわち、削減対策を実施した場合、将来にわたって施設整備費用と運営費用の両面で大きな財政縮減効果が得られることがわかります。

公共施設を維持し続けた場合の今後 10 年間の維持・更新及び運営費用の算定

No.	施設名	対策年 方法	対策（処分）前 の状況			対策しないで維持し続けた場合					
			竣工 年度	構造 階数	延床面積 (㎡)	更新費用		大規模改修費用		更新・改 修費合計 (千円)	運営費 (10 年分 累積) (千円)
						単価 (千円/㎡)	金額 (千円)	単価 (千円/㎡)	金額 (千円)		
12	(旧)谷口小学校 1・4 階	R2 貸付	S59	RC4	701.00				0	0	1,850
38	吉峰木工加工所 (吉峰)	R1 売却	S63	W1	196.29			200	39,258	39,258	4,620
75	釜ヶ淵保育所	R2 解体	S48	RC2	720.92	330	237,904			237,904	22,920
89	(旧)新瀬戸小学校 (校舎)	R3 貸付	S61	RC3	2,201.64				109,116	109,116	18,340
96	(旧)立山芦峠小学校 (校舎)	R3 貸付	H4	RC2	1,732.36				396,295	396,295	8,780
130	千垣防災拠点施設倉庫	R3 解体	S47	S1	181.54	280	50,831			50,831	920
142	立山町商工交流館 (休んでかれや)	H29 解体	S37	RC2	542.81	360	195,412			195,412	33,720
143	(旧)老人福祉センター 佐伯会館	R2 解体	S38	RC1	203.36	330	67,109			67,109	4,120
144	(旧)老人福祉センター 佐伯会館	R2 解体	S38	W1	112.31	330	37,062			37,062	4,120
145	(旧)社会福祉協議会本館	H24 貸付	S48	RC2	606.20				0	0	1,850
146	(旧)介護拠点施設	H24 貸付	H15	S2	164.90				0	0	1,850
147	(旧)五百石保育所	R1 解体	S51	RC1	1,098.64	330	362,551			362,551	4,120
151	芦見多目的集会施設	R1 譲渡	H5	W1	161.95			250	40,488	40,488	14,500
154	立山芦峠ふるさと交流館	R1 譲渡	S63	W1	261.70			250	65,425	65,425	30,780
203	立山ブランド海外展開 戦略拠点施設	R2 貸付	R2	RC2	1100.20				0	0	35,000
合計										1,601,450	187,490

※更新費用、改修費用の算定根拠

- ・解体したものは、更新を想定、更新費単価は前述の試算と同様
- ・大規模改修の時期は建築後 30 年で行うと想定、改修費単価は前述の試算と同様
- ・貸付施設については、更新等費用の試算結果より計画期間分を集計

※運営費用の算定根拠

- ・前ページで想定した単年度の運営費に 10 年分を乗じて算定

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1 基本的な考え方

(1) 現状や課題に対する基本認識

今後、公共施設等の老朽化は一斉に進行し、次々に大規模な修繕や建替えの時期を迎えることとなります。また、道路、上下水道等の都市基盤施設も同様に、これまで整備してきた施設の老朽化対策、耐震対策等、これまで以上に計画的な補修、更新等が必要とされます。

同時に、今後、人口減少と少子高齢化が進むことから、税収の伸びを期待することはできず、また、高齢化等により扶助費が増大すると見込まれることから、将来の町財政状況は一層厳しくなると予想されます。

そのため、公共施設等をこれまでと同じ規模・手法で整備・維持管理していくことは、現実的とは言えません。

住民の暮らしを守りながら未来の町民に責任を持つためにも、将来の人口動向や財政状況、住民ニーズの変化等を的確に捉え、現在及び未来の町民にとって真に必要であり、身の丈にあった規模となるよう、各々の施設のあり方を見極めていく必要があります。また、公共施設等の全体の最適化を実現する施設マネジメント※についても、着実に実行していくことが求められています。

これからのまちづくりにおいては、施設重視から機能重視へ、総量維持から機能維持へと、思考を転換することが求められます。また、予防保全型維持管理※の導入による施設の長寿命化や、民間活力（PPP/PFI※等）、民間サービスの積極的な活用など、効果的な手法で効率的に管理していくと同時に、持続可能な公共施設等の実現に向け、施設総量を削減する必要があります。そのためにも、年度を越えた総合調整のみならず、施設整備財源となる公債費償還（後年度負担）への配慮、個別施設計画等の見直しなど、中長期的な計画期間と視点が不可欠となります。

なお、実施の段階においては、「総論賛成・各論反対」という状況が想定されることから、住民との合意形成に向け、情報や認識の共有化を進めていくことが求められています。

※施設マネジメント：公共施設の管理において、有効活用や統廃合、長寿命化、適切な改修や維持管理など、効果的かつ効率的な企画・管理・運営を行うこと。

※予防保全型維持管理：施設等の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法のこと。一般的に、予防保全を行うことで、施設等の寿命が長くなることから、トータルコストの縮減が期待される。

※PPP：Public Private Partnershipの略称。公民連携又は官民協働。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

※PFI：Private Finance Initiativeの略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(2) 今後の基本的な方向性

① 施設機能の最適化 ～施設のコンパクト化とエコ化の推進～

人口構造・財政規模・財政力に見合った施設保有に向けて、時代の変遷によって公共施設のニーズが変化したもの、又は縮小したものについては、機能の移転や統合、廃止を含めた施設の再配置を進めることを基本とします。

また、公共施設の更新・新規整備等を進めるときは、従前からの機能に限定した整備計画を前提とするのではなく、将来を見据えた機能に着目し、施設の複合化と多機能化を進めることを基本とします。

このほか、公共施設のエコ化※を進め、維持管理費の削減と環境にやさしい施設を目指します。

② サービス提供の最適化 ～民間活力の活用と受益者負担の適正化～

公共施設等の維持・管理運営・更新・新規整備等については、適切なコストでの公共サービスの提供に向けて、指定管理者制度※、包括的民間委託※、P F I 等公民が連携した P P P 手法の導入と民営化を事前に検討することを基本とします。

また、民間活力活用の考えの下、行政・民間・町民等の役割分担を明確にし、公共施設の目的、利用状況等に応じた受益者負担の適正化を図ることを基本とします。

③ 持続可能な行財政運営 ～トータルコスト※の縮減と施設総量の削減～

公共施設等の維持等については、計画的な長寿命化と予防保全型維持管理を行うとともに、ライフサイクル全体を通じたトータルコストを縮減することを基本とします。

公共施設の更新等については、既存施設の有効利用と機能統合、近隣施設との広域連携、民間施設（サービスを含む。）の利用による対応など、施設整備を伴わない手法を検討することを基本とします。このような対応が難しく、又は喫緊の対応が必要なときは、中長期的な視点から他施設を含めた施設総量の削減を進めることを基本とします。

用地（都市基盤施設の整備のために取得する用地及び企業誘致のため一時的に取得する用地を除く。）については、新たな取得を抑制し、農地の保全に配慮することを基本とします。

危険建築物、老朽建築物等については、廃止・解体することを基本とします。

未活用資産等については、売却（借受け資産の返却を含む。）・貸付け等を行い、処分等による積極的な有効活用と実質保有量を削減することを基本とします。

都市基盤施設については、個別施設計画（長寿命化計画）等に基づき、計画的な修繕・更新等を行うことを基本とします。また、新規投資を厳選し、老朽化する既存の都市基盤施設の維持管理・更新を効率的に行うことを基本とします。

※エコ化：公共施設等での新エネルギーの活用（地太陽光発電、小水力発電）、照明のLED化、高効率空調の導入、ペレットボイラーの導入など二酸化炭素排出削減とともに光熱費削減を図ること。

※指定管理者制度：平成15年9月の地方自治法改正により導入された制度で、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間企業やNPO法人なども含めた幅広い団体に委ねることが

可能となった。この制度の活用により、民間企業やNPO法人などが持つ様々なノウハウを公の施設の管理運営に活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることが期待されている。

※包括的民間委託：複数業務課の要素を含んだ上で、適宜、複数年度化、性能規定化の要素を持つような、公共施設等の管理に関する業務委託のこと。

※トータルコスト：公共施設等の建設費だけでなく、維持管理、運営、改修、更新、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用のこと。

2 目標の設定

(1) 公共施設

立山町の将来の人口動向や財政状況等を見据え、身の丈に応じた適正な施設保有量を目指します。

第2次立山町人口ビジョンによれば令和2年の人口実績（国勢調査）を基準にすると、本計画の最終年度である令和37年（2055年）までの35年間で約40.7%の人口減少が見込まれています。一方、第2章で試算した公共施設の中長期的な費用の見込では、現有施設を全て維持した場合の35年間の更新費用は約480億円となり、直近5年間（平成28年度から令和2年度）に投資した工事費等の実績値約36億円の約13倍にあたります。人口減少の進行とともに中長期的に税収の増加が期待できない状況を考慮し、直近5年間の更新費用と同水準を今後維持していくとすると、今後（令和3年度から令和37年度）35年間の投資額は約252億円となり、480億円に対し約228億円（47%）の予算不足になります。

以上2つの定量的視点からの推計結果から、今後35年間に40～47%程度の施設保有量及び更新費用の縮減が一つの目安になりますが、これに観光系施設が比較的多い立山町の施設特性など本町の定性的な実態を加味して、計画期間内（35年後）における長期的な目標値として、現在（令和4年1月31日）の施設保有量に対して約40%の縮減を目指します。ただし、計画の進捗状況や社会情勢及び財政状況等の変化により、必要に応じ見直しをしていきます。

公共施設の保有量（延床面積）を今後35年間で約**40%**縮減

(2) 都市基盤施設

都市基盤施設は公共施設と比べ、削減や廃止を検討する期間はより長くなること、複合化、集約化及び用途変更等が馴染まないことから、具体的な数値目標を設定することは現実的でないと考えます。

ライフサイクルコストの削減を図るとともに、長期的な視点から社会構造の変化等に不要となるインフラ資産がないかなど、利用需要の変化に応じて総量を最適化し、その機能を低下させずに事業が進められるよう取り組みます。

3 公共施設等の管理に関する方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性や整備の優先度を検討する上で、公共施設等の点検・診断を的確に行うことが重要になります。施設の点検・診断にあたっては、定期的に劣化診断を実施し、施設の利用状況、経年劣化の状況、外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、予防保全的な観点から評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。また、点検診断等で得た情報を台帳化し、公共施設等全体の保全計画の基礎とします。

都市基盤施設については、インフラ長寿命化基本計画（個別施設計画を含む。）等、国から示される技術基準等に準拠し、適正に点検・診断等を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等にかかるトータルコストの縮減・平準化を図るため、点検（目視点検を含む。）・診断等の結果を踏まえ、優先度に基づく計画的な予防保全型維持管理を行います。更新予定がない施設、規模が小さい施設等については、原則、事後保全型維持管理※により対応します。また、機器等のエコ化を進め、維持管理費の削減を進めます。

公共施設等の更新や運営にあたっては、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することで財政負担を軽減できる場合もあるため、PPP/PFI手法の積極的な活用を検討します。施設利用が特定の地域住民に限定される施設（公民館、地区センター、集会場等）については、地域との合意形成により施設の譲渡や地域団体等への指定管理者制度の導入を進めるなど、地域住民主体の維持管理を進めます。

都市基盤施設については、劣化状況等を把握しながら、長寿命化計画等に基づき効率的な維持管理・修繕・更新を行います。また、新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、合理的に行うとともに、包括的民間委託等、新たな維持管理手法について検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設について、施設利用者の安全確保を最優先としてソフト・ハードの両面から安全対策を講じます。

特に老朽化が激しく、著しい危険性が認められる施設については、利用停止等の安全対策を施したうえで早急に修繕等を実施します。

都市基盤施設については、その多くがライフライン※として町民生活に密接に関係することから、計画的な安全対策を進めます。

※事後保全型維持管理：施設等の損傷が顕在化した後に、損傷箇所の補修・修理を行い、復帰させる管理手法のこと。

※ライフライン：電気、水道、ガス、通信等の公共設備のほか、道路・鉄道等の交通網など日常生活に不可欠な都市基盤施設のこと。

（４）耐震化の実施方針

防災拠点として位置づけられる公共施設の耐震化は、すべて終了していますが、その他の公共施設のうち耐震診断において耐震化が必要と認められた施設や耐震診断未実施の施設について耐震化対策を進めます。

都市基盤施設については、住民生活に直接影響を及ぼす施設であることから、個別施設計画等に基づき効率的・効果的な耐震化対策を進めます。

（５）長寿命化の実施方針

町民とともに、公共施設を大切に扱い、少しでも長く利活用できるよう、公共施設の長寿命化を進めます。長寿命化の具体的方針については、個別施設ごとに長寿命化計画の策定を進め、全体の整合を図りつつ定めます。

更新を前提とする施設のうち、物理的供用限界※まで活用可能となる施設については、耐用年数を延伸させる長寿命化対策を優先実施し、その他の施設については機能統合等を進めます。

都市基盤施設については、中長期的な需要予測等に基づき、予防保全型維持管理による既存施設の長寿命化を進めます。

※物理的供用限界：物理的耐用年数（構造的耐用年数）のこと。建築物の構造体が物理的あるいは化学的原因により劣化した程度を踏まえた寿命（限界）を指す。

（６）ユニバーサルデザイン※の推進方針

誰もが安全・安心に利用しやすい施設とするために、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方にに基づき、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況等を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

※ユニバーサルデザイン：universal design とは、文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）である。

（７）脱炭素化※の推進方針

立山町地球温暖化対策実行計画（令和 5 年 3 月改定）に基づき、公共施設等の改修・更新等を行う際には、施設の状況等を踏まえ、脱炭素化を進めます。

※脱炭素化：地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取り組みのこと。

(8) 統合や廃止の推進方針

① 公共施設の集約と再配置

公共施設の更新、新規整備等を行うときは、施設の利用状況や人口構成の変化に伴う住民ニーズ及び将来の土地利用計画等を踏まえ、各施設の必要性や配置状況、機能の代替性を見直し、施設のコンパクト化の観点から、類似する機能の共有と規模の効率化を図るための機能集約を行います。

また、必要な機能を確保しつつ、更新前と同等以下の施設規模とすることを基本とし、複合化等による総量削減を進めます。

このほか、近隣との広域連携による施設の共有化や、「民間にできることは民間で」との考えの下、民間施設（サービスを含む。）の活用による建替えに頼らない手法での代替えについても、積極的に展開します。

なお、更新等に当たっては、既存町有地での整備を基本とし、土地の新規取得の抑制と農地の保全に配慮します。

② 不要資産の処分

使用していない、又は将来使用予定のない資産については、売却処分等による積極的な有効活用が求められます。

そのため、利活用計画のない資産については、普通財産化し、積極的に売却します。また、貸付け等を行うことにより、町の実質保有量を最小化します。

このほか、施設機能を維持したまま、民間・地区への移譲を行うなど、公共サービスの維持と財政負担の軽減に取り組みます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 施設マネジメント体制の整備

公共施設全体の最適化を図るためには、中長期的、かつ、総合的な視点に立ち、施設マネジメントを着実に実行する必要があります。また、施設に関する情報の一元管理、更新施設の選定と順位付け、本計画と個別施設計画との整合性の確保など、庁内横断的な取り組みが必要となります。

そのため、施設マネジメントを一体的に推進できる体制づくりを進めます。

施設マネジメントシステムは、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めます。

② 職員の技術・意識向上

施設マネジメントの実行にあたっては、職員一人ひとりが従来の個別施設ごとの管理思考から抜け出し、経営的視点を持って全体の最適化を目指す必要があります。

そのため、技術面及びマネジメントに関する研修等を実施し、職員の技術と意識向上

を図ります。

③ 民間活力の活用

公共施設等に関する業務を、すべて行政で担うことは、現実的、効率的ではありません。

そのため、指定管理者制度、包括的民間委託、公民が連携したPPP／PFI手法等を活用し、民間企業が持つ様々な技術やノウハウを活用しながら、施設機能の維持と向上、管理運営コスト及び改修、更新コストの削減を同時に進めます。

(10) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の実施方針

① 施設マネジメントの推進体制・情報共有

施設マネジメントは、町全体の取り組みであり、庁内横断的な管理が前提となることから、管財部門と財政部門により、公共施設等に関する情報（維持管理・長寿命化・更新等の履歴を含む。）を一元的に管理、集約します。

また、体系的な推進体制の下、蓄積した情報の共有と活用を図りながら、施設マネジメントを効率的・効果的に進めます。

② 本計画・個別施設管理計画の管理・実施

施設ごとの実施に関する計画（個別施設計画を含む。）の策定・進行管理等は、本計画が示す方向性と整合性を図りながら、施設所管部署において実施します。

また、本計画の進行管理・見直し・実施に関する計画の取りまとめ等については、財政部門、管財部門、建設部門、行革部門その他の公共施設マネジメント推進部門により行います。

③ 地方公会計制度・財政健全化制度との連携

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律 47 号）を踏まえた新たな地方公会計制度との連携を図ります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の趣旨を踏まえながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策を一体的に推進します。

④ 議会・住民との情報共有

まちづくりと公共施設等が連携し、持続可能、かつ、全体が最適化された豊かで安全なまちづくりを進めるためには、住民と行政が公共施設等に関する情報と認識の共有化を図る必要があります。そのため、本計画の進行状況や計画の見直し等について、議会へ報告し、町ホームページ等で公表します。

(11) フォローアップ※の実施方針

社会情勢の変化に対応し、個別施設計画との整合性を図るため、必要に応じて柔軟に本計画を見直します。また、予算編成、予算見通しと連動させるとともに、P D C A サイクル※による進行管理を行い、本計画の実効性を高めます。

※フォローアップ：計画策定後に達成状況や進捗、結果などを検証・分析すること。

※P D C A サイクル：施策や事業についてのP (Plan : 計画)・D (Do : 実施)・C (Check : 点検・評価)・A (Action : 改善)のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

(12) 地方公会計（固定資産台帳）活用方針

地方公会計（固定資産台帳）の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

【固定資産台帳の活用に向けた必要事項】

① 固定資産台帳の情報の精緻化等

固定資産台帳は、取得年月日、耐用年数、取得価額等の金額情報を含むため、適切な整備・更新に努め、公共施設等の更新費がどれだけ発生するかをより精緻に推計できるようにします。ただし、取得価額が不明なもの等も多く、また、過去の取得価額が実態と合っていない場合には、推計に当たって価格や耐用年数等を置き換えるなどの工夫をします。

また、固定資産台帳の整備時点では、建物本体と附属設備の耐用年数が異なる場合でも、一体とみなして計上していますが、更新費を正確に算定するため、それぞれ減価償却計算を行うなどの工夫をします。

② 固定資産台帳に登録された資産の施設等の単位による管理

固定資産台帳等をもとに施設別財務書類を作成するため、施設毎に固定資産台帳に登録された資産の紐付けを行います。（施設毎にコードを設定し、集計する等）

また、公共施設マネジメントに活用するため、公共施設等総合管理計画に記載されている施設等の管理情報（施設カルテや施設白書等のデータ）と、固定資産台帳に登録された資産を共通のコードで管理する等、互換性を持たせるようにします。

③ 庁内における固定資産台帳等に対する認識、利用体制の整備等

固定資産台帳と公共施設等の管理情報（施設カルテ等）を別のデータとしてそれぞれ整備・管理していることや地方公会計と公共施設マネジメントの所管部署が異なること等から、固定資産台帳の情報が資産の適正管理に利用するため、担当部署間の連携体制を強化します。

第4章 施設類型ごとの基本方針

当面の施設類型ごとの現状や課題に関する基本認識と管理に関する基本的な考え方は、次のとおりです。なお、事業の進捗や町を取り巻く状況の変化、個別施設計画の策定・変更等に応じて、適宜見直します。

1. 公共施設

(1) 目標設定

目標年次	令和12年度(2030年度): 短期目標年次
目標値	延べ床面積の実質保有量10%以上の削減
基準値	129,187.8 m ² (令和4年1月31日現在の公共施設の延べ床面積)

【目標設定の考え方】

目標年次	当該計画の計画期間は、中長期的視点から40年と定めているが、段階的な目標を設けることで、計画の実現性を高めていく必要がある。 そのため、今後10年間の更新及び大規模改修の集中を勘案し、目標年次を10年後の令和12年度(2030年度)とする。	
削減方針	1. 人口減少は、町財政の歳入に大きく影響するため、立山町人口ビジョンの人口動向に沿った施設保有量の削減を目指す。 2. 公共施設の更新等は、町財政の歳出(普通建設事業費、維持補修費等)に大きく影響するため、積極的な機能統合により根本的な施設保有量の削減を目指す。	
目標値	厳しい財政見通しと人口減少等の動向から算出された値を基本に、観光系施設が比較的多い立山町の施設特性を加味して、10%を目標値とする。 (計算式) 立山町人口ビジョンにおける人口減少率×短期目標計画期間/計画期間 = $\Delta 40.7\% \times 10 \text{年} / 35 \text{年} = \Delta 11.6\% \rightarrow \Delta 10\%$	
保有量	面積を含む	直営管理施設、指定管理施設、管理委託施設、休所施設、休校施設等。ただし、町が維持管理費相当額を負担しない施設を除く。
	面積から除く	廃止施設、貸付け施設等。ただし、町が維持管理費相当額を負担する施設を除く。

(2) 類型別基本方針

類型1 町民文化系施設

昭和の大合併の流れを引き継ぎ各地区に公民館が配置され、五百石地区には町民会館が配置されてきた。

○主な施設

- ・[集会施設] 町民会館、公民館、町営住宅団地集会場、集落センター、集落活性化センター

○現状や課題に関する基本認識

- ・町民会館は、大ホール、会議室、研修室で構成され、集いの場、町民活動の場等として活用され、指定管理者により管理運営されている。ただし、昨年3月（令和2年度末）以降は、新型コロナウイルス住民ワクチン接種会場としての使用がメインとなり、大ホール以外の利用は休止しており、今後の施設更新までの暫定期間となっている。
- ・公民館は、町内に13館（五百石公民館、下段公民館、高野公民館、大森公民館、利田公民館、日中上野公民館、谷口公民館、新瀬戸公民館、釜ヶ淵公民館、岩峠公民館、芦峠公民館、千垣公民館、新川公民館）配置され、地域の社会教育活動の場として整備されてきた。近年では、高齢者等の集いの場、地域活動の場として活用されている。
- ・町営住宅団地集会場は、公営住宅法に基づく「入居者の共同の福祉施設」として整備され、入居者の集いの場、地域活動の場として、入居者による管理・運営がなされている。
- ・上東地区集落活性化センターは、旧義務教育施設（旧上東中学校）を転用した施設であり、サークル等の活動の場、集いの場として活用されている。
- ・東峯地区集落センターは、集いの場として活用され、集落により管理運営されている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・町民会館については、令和3年2月策定の立山町中心部公共施設再配置計画に基づき、災害等緊急時での避難所機能を基本として整備。平常時において町民の文化・多目的ホールとしての活用を想定。役場庁舎等との連絡を前提とした配置となる予定。更新までの間、町民会館の維持管理は、安全対策等必要最低限の実施を基本とすること。
- ・公民館については、物理的供用限界まで活用できるよう、適切な維持管理を行うこと。更新にあたっては、各施設の老朽化の程度を勘案するとともに、単純更新することなく、集いの場としての機能など、他の施設と重複する機能の統合又は移転を検討すること。また、公立公民館と集落公民館との役割（目的、設置数、配置、施設規模、役割等）を踏まえ、本町の公民館のあり方を検討すること。このほか、地域の人口動向と将来予想を踏まえ、現状以下の施設規模であって1地区1公民館、施設総量の削減を検討すること。なお、施設管理については、地区へ移譲が可能であれば移譲し、移譲が不可能であれば、愛着を持って柔軟に施設利用できるように、地域住民が主体的に行う手法を検討すること。

- ・集いの場として活用されている施設（集落センター、集落活性化センター、町営住宅団地集会場）については、予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、地域の人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コストが発生する時期に廃止及び機能移転を検討すること。また、施設の維持管理については、地区へ移譲が可能であれば移譲し、移譲が不可能であれば、愛着を持って柔軟に施設利用できるように、地域住民が主体的に行う手法を検討すること。

管理計画No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 ㎡	施設の方向性	管理・運営の方向性
3	立山町民会館	S51	SRC3	2,754.57	更新 (令和3年2月策定の立山町中心部公共施設再配置計画に基づき、町民の文化・多目的ホールとしての機能を基本として整備。災害等緊急時での避難所としての活用を想定。役場庁舎との連絡を前提とした配置となる予定)	廃止 (令和3年2月策定の立山町中心部公共施設再配置計画に基づき、施設更新となる予定)
4	五百石公民館	S54	RC3	814.64	維持 (現在は社会教育の場だが、今後は、高齢者の集いの場や地域活動の拠点としての活動が主となってくる。施設自体も社会教育施設の縛りがある行政財産ではなく、普通財産として自由な活動に使用できる施設とすることが望ましい。 (老朽度の高い施設から財政の確保を含めて検討を進める。))	直営 (運営については、各公民館単位で公民館運営審議会を設置しており、管理は、地区からの推薦に基づき町で委嘱した館長等が行っている。この方法を継続する。)
5	下段公民館	S59	RC2	584.51		
6	高野公民館	S63	RC2	618.65		
7	大森公民館	S51	RC2	941.41		
8	利田公民館	H1	RC2	609.42		
9	日中上野公民館	S60	RC2	505.38		
10	新瀬戸公民館	H3	RC2	422.62		
13	谷口公民館	H2	W2	363.08		
14	釜ヶ淵公民館	S57	RC2	573.97		
15	岩峠公民館	S57	RC2	569.82		
16	芦峠公民館	S58	RC2	339.78		
17	千垣公民館	S62	RC2	341.81		
18	新川公民館	S53	RC2	666.47		
103	江崎町営住宅 (集会場)	S52	CP1	56.46	維持 (江崎町営住宅の令和8年度末廃止に合わせて、廃止準備を進める。)	運営委託 (入居者による管理・運営体制を維持する。) ・公営住宅法に基づき「入居者の共同の福祉施設」として必要な施設である。 ・今後については、耐用年数や町営住宅の統合・廃止と併せて検討する。
106	上米沢町営住宅 (集会場)	S55	S1	58.27	維持 (上米沢町営住宅の令和10年度末廃止に合わせて、廃止準備を進める。)	
109	下米沢町営住宅 (集会場)	S59	S1	63.92	維持 (下米沢町営住宅の改築に合わせて、改築準備を進める。)	
115	釜ヶ淵団地(集会場)	H11	S1	161.50	維持 (釜ヶ淵町営住宅の改築に合わせて、改築準備を進める。)	

149	上東地区集落活性化センター	S54	RC3	2,807.76	<u>維持</u> (移転後周知が図られ利用人数は増加傾向にあり、老朽化に伴う更新には地元住民や利用者の意見調整など留意が不可欠で廃止等についてはその時期を見極める必要がある。)	<u>直営</u>
153	東峯地区集落センター	H2	W1	158.65	<u>維持</u> (平成24年4月1日に、東峯公民館が谷口公民館と合併し、公民館機能が東峯地区集落センターから移動した。)	<u>直営</u> (現在は、東峯地区集落センター所長に管理を委託。管理人賃金は、3,000円×12か月=36,000円。その他に、電気料金や水道料金等は別で支払っている。)

類型2 社会教育系施設

○主な施設

- ・[博物館等] 越中「陶の里」陶農館、文化情報発信ステーション、立山町歴史交流ステーション日なた

○現状や課題に関する基本認識

- ・越中「陶の里」陶農館は、交流活動の場、体験活動の場として活用され、指定管理者により管理運営されている。
- ・文化情報発信ステーションは、令和2年度に旧義務教育施設（旧谷口小学校）を転用した施設であり、地域文化及び産業の振興、並びに社会福祉の増進を目的とし、施設の2・3階は埋蔵文化財の保管資料室として活用し、1・4階は民間事業者による住民交流及び情報発信の拠点として活用されている。
- ・立山町歴史交流ステーション日なたは、令和2年度に旧日中上野保育所を転用した施設であり、農産物、特産物及び文化財等の地域資源を利活用し、交流人口を創出することにより、地域の活性化を図る拠点として活用されている。埋蔵文化財センターと町郷土資料館の機能も併せ持つ。

○管理に関する基本的な考え方

- ・これらの施設については、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、更新にあたっては、他施設との機能統合、機能移転（廃止を含む。）を検討すること。

管理計画 No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 m ²	施設の方向性	管理・運営の方向性
11	越中「陶の里」陶農館	H8	W1	629.21	<u>維持</u> (現設備を維持し、越中瀬戸焼関係の活動、里山振興や地域活動などで積極的活用を図る。)	<u>指定管理</u> (現状どおり、株式会社たてやまによるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
12	文化情報発信ステーション	S59	RC4	1,949.93	<u>維持</u> (地域文化及び産業の振興、並びに社会福祉の増進を図るとともに、立山町の活性化に資する住民交流及び情報発信の拠点として施設は必要)	<u>その他</u> (旧)谷口小学校の2・3階(1,248.93 m ²)は直営(1・4階(701.0 m ²)は民間貸付)
73	立山町歴史交流ステーション日なた	S58	RC1	346.74	<u>維持</u> (農産物、特産物及び文化財等の地域資源を利活用し、交流人口を創出することにより、地域の活性化を図る拠点として施設は必要)	<u>直営</u>

類型3 スポーツ・レクリエーション系施設

下段地区と上段地区を中心にスポーツ施設が配置され、立山地区を中心にレクリエーション施設が配置されてきた。

○主な施設

- ・[スポーツ施設] 中央体育センター、武道館、立山友情館、町民体育館、総合公園(野球場・グラウンド)、体育館
- ・[レクリエーション施設・観光施設] 立山グリーンパーク吉峰、里山くらし体験施設(リフレッシュせと)、立山自然ふれあい館、大観峰休憩所
- ・[保養施設] よしみねハイツ(吉峰)、コテージ(吉峰)

○現状や課題に関する基本認識

- ・中央体育センター、武道館、町民体育館は、体育活動の場として活用され、指定管理により管理運営されている。町民体育館は、築後40年以上を経過し、耐震性の面で問題がある。
- ・立山友情館は、公民館との合築であり、体育活動の場として活用され、町教育委員会により管理運営されている。
- ・総合公園は、野球場、多目的グラウンド、テニスコート、屋内グラウンド等で構成され、体育活動の場として活用され、指定管理者により管理運営されている。
- ・上東体育館・谷口体育館は、旧義務教育施設(旧上東中学校・旧谷口小学校)を転用した施設であり、体育活動の場として活用されている。災害時の避難所に指定されている。
- ・グリーンパーク吉峰は、総合案内施設、展示ハウス、よしみねハイツ、よしみねゆーラ

ンド、立山山麓活性化施設、食の健康拠点施設、コテージなどが広範囲に亘って点在する施設群であり、交流活動の場、集いの場、短期滞在の場として活用され、指定管理者により管理運営されている。老朽化が進み、今後、更新等に多額の費用が予想される。

- ・ 里山くらし体験施設（リフレしんせと）は、旧児童福祉施設（旧新瀬戸保育所）を転用した施設であり、里山暮らし体験施設（短期滞在の場）として活用され、指定管理者により管理運営されている。
- ・ 立山自然ふれあい館は、昆虫王国の中心施設であり、交流活動の場として活用され、指定管理者により管理運営されている。
- ・ 大観峰休憩所は、大観峯自然公園の中心施設であり、交流活動の場として活用され、町の直営により管理運営されている。老朽化が進み、今後、更新等に多額の費用が予想される。
- ・ 立山町東谷農山村滞在施設は、地域おこし協力隊員の活動拠点として、また隣接する谷口公民館と合わせて地域の交流の場として新たに活用されている。今後、施設の老朽化への対応や滞在施設部分の常時利用が課題である。

○管理に関する基本的な考え方

- ・ 中央体育センター、武道館、立山友情館、総合公園の各施設については、物理的供用限界まで活用できるよう、予防保全型維持管理による適切な維持管理を行うこと。
- ・ 町民体育館については、安全性の観点から、早期の供用停止を検討すること。
- ・ 旧義務教育施設（旧上東中学校・旧谷口小学校）を転用した上東体育館、谷口体育館については、予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、地域の人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コストが発生する時期に廃止及び機能移転を検討すること。
- ・ グリーンパーク吉峰に関連する施設のうち、収益への影響が大きい施設の維持管理については、予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、老朽化に対応した更新にあたっては、規模の縮小、機能統合（移転を含む。）を検討すること。収益への影響が少ない施設の維持管理については、安全対策等必要最低限の実施を基本とするとともに、老朽化に対応した更新にあたっては、廃止又は機能移転（統合を含む。）を検討すること。また、各施設の民間等への移譲を検討すること。
- ・ その他の施設については、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、地域の人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コストが発生する時期に廃止及び機能移転を検討すること。

管理計画No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 ㎡	施設の方向性	管理・運営の方向性
20	中央体育センター	H5	RC2	2,558.04	<u>維持</u> (町の中央にある体育・スポーツの核として維持)	<u>指定管理</u> (指定管理を維持)
21	立山町武道館	H26	S2	3,874.30	<u>維持</u> (中央体育センターと併設しており、町の体育・スポーツの核施設として維持)	<u>指定管理</u> (同上)
22	立山友情館	H26	W1	653.92	<u>維持</u> (物理的供用限界まで活用できるよう、維持管理を行う。)	<u>直営</u> (社会体育施設として管理運営を継続する。)
23	町民体育館(事務所)	S47	RC1	125.83	<u>廃止</u> (耐震性に問題あり令和5年度中の廃止を検討)	<u>廃止</u> (耐震性に問題あり令和5年度中の廃止を検討)
24	町民体育館(体育館)	S47	S1	757.12	<u>廃止</u> (耐震性に問題あり令和5年度中の廃止を検討)	<u>廃止</u> (耐震性に問題あり令和5年度中の廃止を検討)
25	上東体育館	S55	S2	1,546.08	<u>維持</u> (多額の更新コストが発生する時期に廃止及び機能移転を検討)	<u>直営</u> (上東地区防災拠点としても機能しており、管理運営を維持)
26	里山くらし体験施設(リフレッシュ)	S60	RC1	286.31	<u>維持</u> (移住・定住施策の推進に必要な施設であるので、維持して行く。)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
27	野球場本部室(立山町総合公園)	S63	RC1	406.18	<u>維持</u>	<u>指定管理</u>
28	多目的グラウンド旧事務所(立山町総合公園)	H4	RC1	177.10	<u>維持</u>	<u>指定管理</u>
31	屋内グラウンド(立山町総合公園)	H20	(RC+S)1	1,908.00	<u>維持</u>	<u>指定管理</u>
32	大観峰休憩所	S55	RC1	252.11	<u>維持</u>	<u>直営</u> (今後の管理方法について、地元管理も含めて見直し検討)
33	谷口体育館	S60	SRC1	734.32	<u>維持</u> (多額の更新コストが発生する時期に廃止及び機能移転を検討)	<u>直営</u> (上東地区防災拠点としても機能しており、管理運営を維持)
34	立山自然ふれあい館	H14	W1	519.19	<u>維持</u>	<u>指定管理</u>
35	立山自然ふれあい館(野外観察場)	H14	S1	136.00	<u>維持</u>	<u>指定管理</u>
36	立山自然ふれあい館(屋外上屋)	H14	S1	121.00	<u>維持</u>	<u>指定管理</u>
37	作業場(林産集落振興対策事業)(吉峰)	S62	W1	168.48	<u>維持</u> (指定管理者の備品など保管するため必要な施設であるので、当面維持)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)

39	総合案内施設 (セットハウス) (吉峰)	H2	W1	169.20	<u>維持</u> (アウトドア施設の案内所として必要な設備であり、当面維持)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
40	展示ハウス吉峰 (吉峰)	H2	W1	182.25	<u>機能統合</u> (入居者はいるが、将来的には解体又は売却)	<u>指定管理</u> (解体又は売却とするまでは、現状どおり、指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
41	よしみねハイツ (吉峰)	H3	W1	961.82	<u>維持</u> (ゆ〜ランドは、収益性が高く今後の運営に必要な施設であるので、当面維持)	<u>指定管理</u> (現状どおり、株式会社たてやまによるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
42	コテージ(吉峰)	H5	W2	23.40	<u>維持</u> (簡易的宿泊施設であり必要であるので、老朽化に対する更新を検討)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
43	コテージ(吉峰)	H5	W2	23.40		
44	コテージ(吉峰)	H5	W2	23.40		
45	コテージ(吉峰)	H5	W2	29.92		
46	コテージ(吉峰)	H5	W2	29.92		
47	よしみねゆーランド(農村景観活用交流施設) (吉峰)	H6	W2	733.02	<u>維持</u> (ゆ〜ランドは、収益性が高く今後の運営に必要な施設であるので、当面維持)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
48	立山山麓活性化施設(総合交流ターミナル施設) (吉峰)	H8	W1	664.56	<u>更新</u> (グリーンパーク吉峰の特産品等販売施設であり必要であるので、当面維持)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
49	食の健康拠点施設 (吉峰)	H8	RC2	1,320.24	<u>維持</u> (グリーンパーク吉峰の宿泊施設であり必要であるので、当面維持)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
50	コテージ(Aタイプ) (吉峰)	H9	W2	37.12	<u>維持</u> (簡易的宿泊施設であり必要であるので、老朽化に対する更新を検討)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
51	コテージ(Aタイプ) (吉峰)	H9	W2	37.12		
52	コテージ(Bタイプ) (吉峰)	H9	W2	37.26		
53	コテージ(Bタイプ) (吉峰)	H9	W2	37.26		
54	コテージ(Cタイプ) (吉峰)	H9	W1	47.36		
55	グリーンパル吉峰 (たてやま山麓活性化施設) (吉峰)	H18	W1	589.60	<u>維持</u> (簡易的宿泊施設であり必要であるので、当面維持)	<u>指定管理</u> (指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持)
74	立山町東谷農山村滞在施設	S61	RC1	373.08	<u>維持</u> (平成27年度末をもって廃所となった東谷保育所を改修)	<u>直営</u> (自伐型林業者に毎年度草刈り等管理業務を委託)

類型4 産業系施設

○主な施設

- ・立山ブランド海外展開戦略拠点施設

○現状や課題に関する基本認識

- ・立山町サテライトオフィスは、一般企業や個人事業者、また一般の方を対象として、レンタルオフィスやコワーキングスペースを有料貸付としている。
- ・(旧)立山芦峯小学校(校舎)は、民間貸付により、サテライトオフィス、ワーケーション施設として活用されている。
- ・まちなかファームは、前身の商工交流館「休んでかれや」が老朽化したため、取り壊して整備された施設である。「まちの駅」としての機能を引き継ぐ中心市街地の拠点として、指定管理者により管理運営されている。
- ・立山ブランド海外展開戦略拠点施設は、令和3年1月より、株式会社白岩により日本酒保管及び立山ブランド品紹介用の施設として活用されている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・立山町サテライトオフィスについては、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、計画的な設備更新を行うこと。
- ・(旧)立山芦峯小学校(校舎)については、貸付先である株式会社フクールを主体として適正に維持管理を進めること。貸付期間終了時には、廃止、売却等を検討すること。
- ・まちなかファームについては、予防保全型維持管理を基本とし、突発的な改修等の抑制に努めること。また、指定管理者制度を有効に活用し、弾力的な運営管理を進めること。
- ・立山ブランド海外展開戦略拠点施設については、貸付先である株式会社白岩を主体として適正に維持管理を進めること。貸付期間終了時には、廃止、売却等を検討すること。

管理計画No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 ㎡	施設の方向性	管理・運営の方向性
77	立山町サテライトオフィス	S55	RC1	586.79	維持 (お試し型サテライトオフィス施設として、レンタルオフィス入居企業とコワーキングスペース利用者を募っていく。)	直営 (開設から当面は町直営とするが、将来的な指定管理者制度の導入を検討する。)
96	(旧)立山芦峯小学校(校舎)	H4	RC2	1,732.36	貸付 (令和3年度より株式会社フクールに貸付)	民間等貸付 (貸付先の事業者による管理運営を維持)
202	まちなかファーム	H29	S1	303.91	維持 (町の中心市街地活性化の拠点であり、必要であるので、当面維持)	指定管理 (公募による指定管理者を主体とした管理運営を維持)
203	立山ブランド海外展開戦略拠点施設	R2	RC2	1100.20	貸付 (令和3年1月より株式会社白岩に貸付(15年間))	民間等貸付 (貸付先の事業者による管理運営を維持)

類型5 学校教育系施設

児童・生徒数と地理的バランス等を考慮して義務教育施設が配置されてきた。

○主な施設

- ・[学校] 小学校、中学校
- ・[その他教育施設] 学校給食センター

○現状や課題に関する基本認識

- ・小学校は、町内に6校（立山中央小学校、高野小学校、利田小学校、釜ヶ淵小学校、立山小学校、立山北部小学校）配置され、中学校は1校（雄山中学校）配置され、教育活動の場として活用されている。施設の耐震化率は100%を達成するとともに、すべての学校に空調設備が整備され、県内有数の教育環境となっている。児童・生徒数は減少傾向であり、令和元年度から新瀬戸小学校が、令和3年度から立山芦峯小学校と日中上野小学校が廃校となった。
- ・(旧) 新瀬戸小学校 (校舎)は、しんせと郷土料理研究所が料理研究・食堂運営として使用している。
- ・学校給食センターは、平成23年度から公設民営で供用を開始し、平成26年度よりすべての小・中学校の給食を一括して調理、配送している。

○管理に関する基本的な考え方（方針）

- ・義務教育施設については、教育委員会が定める適正配置計画に基づき、統合先となる学校については、予防保全型維持管理と長寿命化を進めること。統合される学校については、安全確保を中心とする事後保全型維持管理を基本とすること。学校の体育館は避難所として活用することも検討する。
- ・学校給食センターについては、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、計画的な設備更新を行うこと。

管理計画No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 ㎡	施設の方向性	管理・運営の方向性
78	雄山中学校（校舎）	H9	RC3	8,880.55	<u>維持</u> (H9年改築、R1太陽光発電、空調整備 R2Wi-fi 整備 R3年施設トイレ洋式化完了)	<u>直営</u> (施設管理は町教育委員会にて実施)
79	雄山中学校（屋内運動場）	H11	RC3	3,760.92	<u>維持</u> (H11改築、R1照明LED化、R2Wi-fi 整備、R3外壁長寿命化改修)	<u>直営</u> (施設管理は町教育委員会にて実施)
80	立山中央小学校（屋内運動場）	H19	RC3	1,928.00	<u>維持</u> (R2年度 Wi-Fi 整備)	<u>直営</u> (施設管理は町教育委員会にて実施)
81	立山中央小学校（校舎）	H24	S3	7,288.29	<u>維持</u> (R2年度 Wi-Fi 整備)	<u>直営</u> (施設管理は町教育委員会にて実施)

82	立山町学校給食センター	H22	S2	1,722.90	維持 (H22年新築)	直営 (給食調理業務委託(株ニッコクトラスト)、給食配送業務委託(株アイカワ))
83	高野小学校(校舎・食堂)	S56	RC3	2,349.70	改修 (R2年度Wi-Fi整備、R3年度大規模改造実施済)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
84	高野小学校(屋内運動場)	S60	S1	868.00	改修 (R1年度統合改修(老朽)実施)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
85	高野小学校(家庭科・図工室)	S62	S2	202.97	改修 (R2年度Wi-Fi整備、R3年度大規模改造実施済)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
86	利田小学校(屋内運動場)	S59	S1	723.70	改修 (R2年度Wi-Fi整備、築31年経過し、老朽化が著しい)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
87	利田小学校(校舎)	S60	RC3	3,108.59	改修 (R2年度Wi-Fi整備、築30年経過し老朽化が著しいため、大規模改造又は長寿化改修工事を実施予定)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
90	(旧)新瀬戸小学校(屋内運動場)	S62	S1	750.03	維持 (築33年経過し、老朽化が著しい)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
91	(旧)日中上野小学校(屋内運動場)	H11	RC1	750.14	維持 (H11年改築、比較的新しい(痛みがない))	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
92	釜ヶ淵小学校(校舎)	S58	RC3	2,150.00	改修 (R2年度長寿命化大改造工事実施Wi-fi整備)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
93	釜ヶ淵小学校(屋内運動場)	S59	S2	1,331.82	改修 (築37年経過し、老朽化が著しいR2Wi-fi整備、R4年度大規模改造(長寿命化改良事業)を予定)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
94	立山小学校(食堂)	S62	S1	325.80	維持 (校舎改築に併せ、改修済)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
95	立山芦峯小学校(屋内運動場)	H3	S1	608.48	維持 (H3年改築、渡り廊下老朽化著しい(漏水によるため))	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
97	立山小学校(校舎)	H17	S2	2,517.39	維持 (H17年改築、学校適正配置計画に於いても維持、R2Wi-fi整備)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
98	立山小学校(屋内運動場)	H22	S1	935.00	維持 (H22年改築、R2Wi-fi整備)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
99	立山北部小学校(屋内運動場)	H21	RC2	1,109.00	維持 (R2年度Wi-Fi整備)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)
100	立山北部小学校(校舎)	H25	S3	3,456.43	維持 (R2年度Wi-Fi整備)	直営 (施設管理は町教育委員会にて実施)

類型6 子育て支援施設

乳幼児数と地理的バランス等を考慮して保育所が配置されてきた。

○主な施設

- ・[幼保・こども園] 保育所（園）
- ・[幼児・児童施設] 子育て支援センター、放課後児童クラブ

○現状や課題に関する基本認識

- ・公設民営の保育園は、町内に3か所（かがやき保育園、みどりの森保育園、あおぞら保育園）配置され、公設公営の保育所は2か所（下段保育所、岩嶺保育所）配置され、保育活動の場、子育て支援活動の場として活用されている。私立の認定こども園、公設民営保育園、公設公営保育所が、官民一体となって本町の保育サービスを担ってきた。統廃合により、各施設の定員数の見直しや途中入所の受け皿の確保が課題である。
- ・子育て支援センターは、旧児童福祉施設（旧大日町保育所）を転用した施設であり、元気交流ステーションとあわせて子育て支援活動の場として活用され、民間団体により管理運営されている。
- ・利田放課後児童クラブ室は、利田第2放課後児童クラブとして活用されている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・公設民営保育園については、物理的供用限界まで活用できるよう、適切な維持管理を行うこと。公設公営保育所については、人口減少・少子化の進行に伴う統廃合にあわせて、予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けること。
- ・その他の施設については、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、地域の人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コストが発生する時期に廃止及び機能移転を検討すること。

管理計画No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 ㎡	施設の方向性	管理・運営の方向性
67	かがやき保育園	H26	W1	1,394.76	<u>維持</u>	<u>運営委託</u> (平成27年度に開設し、運営は社会福祉法人へ委託している。委託期間が10年を過ぎた時点で、施設を社会福祉法人へ無償譲渡し民営化する方向も検討していく。)
68	下段保育所	S54	RC1	630.02	<u>廃止</u> (近隣に整備したかがやき保育園に入所できない児童の受け皿及び他の公設公営保育所を廃止していく中での転園先として必要な施設)	<u>直営</u> (再配置の対象施設であるが、利用児童数の減少見込みが低いこと、他施設での受入れが困難であることから、廃所の時期を再検討)
69	子育て支援センター	S53	RC2	588.15	<u>廃止</u> (町中心部の子育て支援環境充実のため町中心部へ移転予定)	

70	みどりの森保育園	H15	W1	1,199.01	維持	運営委託 (平成16年度に開設し、17年度からは社会福祉法人へ運営委託している。委託期間が10年以上となったので、施設を社会福祉法人へ無償譲渡し民営化する方向も検討していく。)
71	あおぞら保育園	H20	RC1	1,334.43	維持	運営委託 (平成21年度に開設し、運営は社会福祉法人へ委託している。委託期間が10年を過ぎた時点で、施設を社会福祉法人へ無償譲渡し民営化する方向も検討していく。)
72	利田放課後児童クラブ室	H21	S1	158.76	維持 (保育にかける児童を保育するための施設。今後は受入児童を6年生までに拡大(現在は1年~3年)していく。)	運営委託 (現在は、立山子育て支援センターに運営を委託している。今後も継続)
76	岩嶺保育所	H13	W1	650.15	維持 (児童数は減少しているが、施設は公設公営では一番新しいもので、町南部の受け皿として維持)	直営 (下段保育所の再配置や民営保育園での受け入れが困難な障害児等の受け皿として運営を検討していく。)

類型7 行政系施設

行政機能・防災機能の拠点となる役場庁舎、元気交流ステーションが五百石地区に配置されてきた。

消防・救急の拠点となる消防庁舎が高野地区に配置され、人口分布と地理的バランス等を考慮して各地区に消防分団詰所・コミュニティ消防センターが配置されてきた。

下段地区にリサイクル関連施設が配置されてきた。

○主な施設

- ・[庁舎等] 役場庁舎、元気交流ステーション
- ・[消防施設] 消防庁舎、消防団分団詰所、コミュニティ消防センター
- ・[その他行政系施設] 水防拠点施設倉庫、防災倉庫、環境センター

○現状や課題に関する基本認識

- ・役場庁舎は、昭和39年に現在地に整備され、老朽化、耐震化に対応するため大規模改修、エコ改修などを進めてきたが、築後57年が経過している。行政機能・防災機能の拠点であり、民間の代替施設(大型施設)もないことから、機能発揮に向けた施設の確保が課題である。
- ・役場庁舎に近接する元気交流ステーションは、保健福祉機能、町民交流センター機能、図書館、富山地方鉄道立山線五百石駅が一体となった複合施設であり、平成24年度に整備された。同施設は、町の情報発信機能を有するとともに、各種イベントの開催等、町

の交流機能の拠点であり、指定管理者により管理運営されている。

- ・消防庁舎は、消防救急業務の拠点であり、平成12年度に耐震補強を行い、平成26年度には大規模改修を実施したが、築後48年が経過している。平成26年度に、電波法の改正に伴う消防機器のデジタル化を行い、消防庁舎敷地内に新たに鉄塔を建設した。現在の消防庁舎は、高速道路の消防救急業務を行うための配置基準を満たす場所に配置されている。なお、機器の高度化、車両の大型化等により、施設が手狭となっている。
- ・消防団分団詰所は、町内に12か所（五百石分団詰所、下段分団詰所、高野分団詰所、大森分団詰所、利田分団詰所、上段分団詰所、東谷分団詰所、釜ヶ淵分団詰所、立山分団詰所、千垣分団詰所、立山分団芦畷詰所、新川分団詰所）配置され、コミュニティー消防センターは1か所（千寿ヶ原コミュニティー消防センター）配置され、団員の集いの場、消防車両等の保管置き場として活用されている。
- ・水防拠点施設倉庫は、役場庁舎から離れた場所に配置され、資機材等の保管置き場として活用されている。
- ・防災倉庫は、令和2年度に役場庁舎近くに既存施設を転用し増築整備したことにより、災害発生時、速やかに町内避難所の開設・運営に必要な資機材や備蓄品を準備できる。
- ・環境センターは、旧焼却施設の残存施設であり、建屋、ストックヤード等で構成され、リサイクル中間処理活動の場等として活用され、敷地の一部は福祉団体（就労支援事業者）に貸与し、一部処理業務を行っている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・役場庁舎については、令和3年2月策定の立山町中心部公共施設再配置計画に基づき、他の集約施設の更新（町民会館・水防拠点施設倉庫等）とともに行政拠点及び防災拠点の機能強化を図る。更新までの間、役場庁舎の維持管理は、安全対策等必要最低限の実施を基本とすること。なお、整備の実現性を高めるため、計画的に基金に積立てること。
- ・元気交流ステーションについては、予防保全型維持管理を基本とし、突発的な改修等の抑制に努めること。また、指定管理者制度を有効に活用し、弾力的な運営管理を進めること。
- ・消防庁舎については、機器の更新期と施設の老朽化を踏まえ、庁舎更新の時期及び現在の庁舎敷地内での更新を検討すること。更新までの間、消防庁舎の維持管理は、安全対策等必要最低限の実施を基本とすること。
- ・消防分団詰所、コミュニティー消防センターについては、物理的供用限界まで活用できるよう、適切な維持管理を行うこと。更新にあたっては、単純更新することなく、平時の集いの場としての機能など、他の施設と重複する機能の統合又は移転を検討すること。
- ・水防拠点施設倉庫については、役場庁舎の更新にあわせて、倉庫機能を移転し、防災機能の集約を検討すること（再掲）。
- ・消防・防災のその他の施設については、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、地域の人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コストが発生する時期に廃止及び機能移転を検討すること。

- ・環境センターの維持管理については、安全対策等必要最低限の実施を基本とするとともに、老朽化に対応した更新にあたっては、ストックヤード、リサイクル中間処理施設としての機能を維持しつつ、施設の廃止を検討すること。

管理計画No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 ㎡	施設の方向性	管理・運営の方向性
1	立山町役場庁舎	S39	SRC4	4,178.38	更新 (令和3年2月策定の立山町中心部公共施設再配置計画に基づき、他の集約施設の更新(町民会館・水防拠点施設倉庫→仮称防災センター等)とともに接続が可能となる配置に考慮しつつ、現状と同規模程度を想定)	直営 (機器等のエコ化を進め、維持管理費の削減を進める。)
2	立山町元気交流ステーション	H24	S3	6,334.86	維持 (複合的公共施設として必要な施設であるので、維持)	指定管理 (現状どおり、公募による指定管理者を主体とした管理運営を維持)
57	立山町環境センター	S46	RC2	778.18	維持 (事務所の一部を取壊し、リサイクル施設のみ残す予定。廃棄物受け入れ体制を維持する必要あり。)	運営委託 (令和4年度入札予定)
119	水防拠点施設倉庫	H9	S2	272.53	維持	直営
120	消防団五百石分団詰所	H23	W1	153.05	維持 (消防団拠点施設として各種災害における防災拠点機能の維持)	直営 (災害時における緊急避難所機能を付加)
121	消防団下段分団詰所	S59	RC1	80.58	維持 (消防団拠点施設として各種災害における防災拠点機能の維持)	直営 (下段公民館との一体利用により避難所施設の機能補助)
122	立山町消防庁舎(庁舎)	S48	RC2	882.23	更新 (5年以内に耐用年数の限界を迎える。平常時の消防・救急業務並びに災害時の防災中枢拠点として更新整備が必要)	直営 (通信指令システムの更新時期が近く、多額のシステム更新費用がかかるため、令和5年度から富山市と通信指令業務の共同運用を行う。)
123	立山町消防庁舎(車庫)	S56	S1	109.67	更新	直営
124	消防団高野分団詰所	H28	W1	144.19	維持 (消防団拠点施設として各種災害における防災拠点機能の維持)	直営 (災害時における緊急避難所機能を付加)
125	消防団大森分団詰所	H28	W1	145.75	維持 (消防団拠点施設として各種災害における防災拠点機能の維持)	直営 (災害時における緊急避難所機能を付加)
126	消防団利田分団詰所	H28	W1	146.33	維持 (消防団拠点施設として各種災害における防災拠点機能の維持)	直営 (災害時における緊急避難所機能を付加)

127	消防団上段分団 詰所	R2	W1	152.37	維持 (消防団拠点施設として各種災害 における防災拠点機能の維持)	直営 (災害時における緊急避難所機能 を付加)
128	消防団東谷分団 詰所	H14	CB1	189.90	維持 (消防団拠点施設として各種災害 における防災拠点機能の維持人口 減及び消防団員数の減少がある が、中山間地における災害発生時 の防災活動拠点として重要)	直営
129	消防団釜ヶ淵分 団詰所	H30	W1	145.75	維持	直営
131	消防団立山分団 詰所	S56	S1	143.52	更新 (消防団拠点施設として各種災害 における防災拠点機能の維持。施 設の耐用年数を迎えるため、更新 整備が必要)	直営 (経年劣化による施設の管理、運 営費の増加が見込まれる。)
132	消防団立山分団 芦嶮詰所	H4	S2	98.85	維持 (消防団拠点施設として各種災害 における防災拠点機能の維持)	直営 (将来的には重複する施設の統合 も考慮する必要がある。)
133	千寿ヶ原コミュ ニティー消防セ ンター	H6	RC1	163.74	機能統合 (消防団拠点施設としてよりも緊 急時の一時避難所としての利用目 的。建築確認申請は、「車庫付研修 センター」となっている。)	直営 (機能統合に合わせて管理運営を 検討する。)
134	消防団千垣分団 詰所	H8	S2	78.30	維持 (消防団拠点施設として各種災害 における防災拠点機能の維持)	直営 (将来的には重複する施設の統合 も考慮する必要がある。)
135	消防団新川分団 詰所	S61	S1	100.00	更新 (消防団拠点施設として各種災害 における防災拠点機能の維持。5 年以内に施設の耐用年数を迎える ため、更新整備が必要)	直営 (経年劣化による施設の管理、運 営費の増加が見込まれる。)
201	防災倉庫	R2	S1	114.47	維持 (激甚化・多様化する自然災害に 対応するため、避難所開設・運営 に必要な資機材・備蓄品を常時確 保する。)	直営 (基本的に資機材・備蓄品の保管 施設のため、直営で対応)

類型8 公営住宅

高野地区と釜ヶ淵地区に住宅施設が配置されてきた。

○主な施設

- ・町営住宅、特定公共賃貸住宅

○現状や課題に関する基本認識

- ・町営住宅は、町内に5か所（江崎町営住宅、上米沢町営住宅、下米沢町営住宅、釜ヶ淵町営住宅、芦峠寺町営住宅）183戸が配置され、特定公共賃貸住宅は1か所（釜ヶ淵特定公共賃貸住宅）18戸が配置され、公営住宅、賃貸住宅（ともに中長期滞在の場合）として整備されてきた。

○管理に関する基本的な考え方

- ・町営住宅、特定公共賃貸住宅については、地域の人口動向と将来予想を踏まえ、更新の時期と総量の削減を検討すること。検討にあたっては、民間のストック状況等を考慮するとともに、建設することなく公営住宅の機能を維持する手法を検討すること。また、民間の賃貸住宅への家賃補助制度への切替え（経過措置）等新たな考え方を検討すること。

管理計画No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 m ²	施設の方向性	管理・運営の方向性
101	江崎町営住宅 (1号棟)	S51	RC4	957.27	<u>維持</u> (耐用年数47年を経過した2026(令和8年度末)廃止に向けて準備を進める。)	<u>直営</u>
102	江崎町営住宅 (2号棟)	S52	RC4	957.27	<u>維持</u> (耐用年数47年を経過した2026(令和8年度末)廃止に向けて準備を進める。)	<u>直営</u>
104	上米沢町営住宅 (1号棟)	S54	RC3	863.85	<u>維持</u> (耐用年数47年を経過した令和10年度末廃止に向けて準備を進める。)	<u>直営</u>
105	上米沢町営住宅 (2号棟)	S55	RC3	863.85	<u>維持</u> (耐用年数47年を経過した令和10年度末廃止に向けて準備を進める。)	<u>直営</u>
107	下米沢町営住宅 (1号棟)	S58	RC3	1,314.99	<u>維持</u> (耐用年数47年を経過した令和12年度の改築に向けて準備を進める。)	<u>直営</u>
108	下米沢町営住宅 (2号棟)	S59	RC3	923.03	<u>維持</u> (耐用年数47年を経過した令和14年度の改築に向けて準備を進める。)	<u>直営</u>
110	下米沢町営住宅 (3号棟)	S60	RC3	1,274.68	<u>維持</u> (耐用年数47年を経過した令和16年度の改築に向けて準備を進める。)	<u>直営</u>

111	釜ヶ淵町営住宅 (1号棟)	H5	RC4	1,928.60	<u>維持</u> (耐用年数 47 年を経過した令和 26 年度に需要動向等を踏まえ改築の有無を検討)	<u>直営</u>
112	釜ヶ淵町営住宅 (2号棟)	H6	RC4	1,914.46	<u>維持</u> (耐用年数 47 年を経過した令和 28 年度に需要動向等を踏まえ改築の有無を検討)	<u>直営</u>
113	釜ヶ淵町営住宅 (3号棟)	H8	RC4	1,940.43	<u>維持</u> (耐用年数 47 年を経過した令和 30 年度に需要動向等を踏まえ改築の有無を検討)	<u>直営</u>
114	釜ヶ淵町営住宅 (4号棟)	H10	RC4	1,851.48	<u>維持</u> (耐用年数 47 年を経過した令和 31 年度に需要動向等を踏まえ廃止の有無を検討)	<u>直営</u>
116	釜ヶ淵特定公共 賃貸住宅	H13	RC4	1,851.19	<u>維持</u> (耐用年数 47 年を経過した令和 31 年度に需要動向等を踏まえ廃止の有無を検討)	<u>直営</u>
117	芦峯寺町営住宅 (1号棟)	H25	W2	73.88	<u>維持</u> (経過年数 30 年を目途とし、令和 24 年度に需要動向等を踏まえ改築の有無を検討)	<u>直営</u>
118	芦峯寺町営住宅 (2号棟)	H25	W2	73.88	<u>維持</u> (経過年数 30 年を目途とし、令和 24 年度に需要動向等を踏まえ改築の有無を検討)	<u>直営</u>

類型 9 供給処理施設

水道事業施設と農業集落排水事業施設が配置されてきた。

○主な施設

- ・上水道管理センター、浄化センター

○現状や課題に関する基本認識

- ・水道事業においては、管理センター、配水池等が整備されてきた。企業会計を適用し、平成 27 年度に作成した立山町水道ビジョン（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度の 10 年間）に基づき、計画的に施設の更新等を行っている。
- ・農業集落排水事業の排水処理施設として、5 つの浄化センター（白岩、新瀬戸、四谷尾、千垣・芦峯寺、日中・福田）が整備されてきた。

○管理に関する基本的な考え方

- ・水道事業における管理センターについては、平成 28 年度から令和 7 年度までにおける立山町水道ビジョンに基づき、現状と将来見通しを分析・評価し、将来に向けて水道事業の改善に努める。計画的に施設の更新等を行うこと。また、包括的民間委託等につい

て検討すること。

- ・農業集落排水事業における排水処理施設については、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けること。また、地域の人口減少と将来予想を踏まえ、公共下水道へのつなぎかえ等新たな考え方を検討すること。このほか、包括的民間委託等について検討すること。

管理計画 No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 m ²	施設の方向性	管理・運営の方向性
136	新瀬戸浄化センター	H12	RC1	358.06	維持 (施設の起債償還が残っているため、10年先までの、処理施設の統合・公共下水道への接続等の実施は難しいが、検討を行っている。施設管理については、現状どおり民間委託を維持)	運営委託 (供用開始より年数は浅く、管理・運営については特に負担となっておらず、当面の間は現状維持)
137	日中・福田浄化センター	H22	RC1	243.00	維持 (人口減少が続いていることから、処理施設の統合について検討を行っている。施設管理については、現状どおり民間委託を維持)	運営委託 (供用開始より年数は浅く、管理・運営については特に負担となっておらず、当面の間は現状維持)
138	白岩浄化センター	H8	RC1	104.52	維持 (人口減少が続いていることから、処理施設の統合について検討を行っている。施設管理については、現状どおり民間委託を維持)	運営委託 (供用開始より年数は浅く、管理・運営については特に負担となっておらず、当面の間は現状維持)
139	四谷尾浄化センター	H14	RC1	156.00	維持 (人口減少が続いていることから、処理施設の統合について検討を行っている。施設管理については、現状どおり民間委託を維持)	運営委託 (供用開始より年数は浅く、管理・運営については特に負担となっておらず、当面の間は現状維持)
140	上水道管理センター	S58	RC3	686.20	維持 (令和13年度までの目標年度内では、老朽化等に伴う大規模更新は検討していない。)	運営委託 (既に、メーター検針や水質検査等の業務については外部委託を行っているが、施設管理に携わる職員数が少ないため、更なる効率化を行う必要がある。)
141	千垣・芦峠寺浄化センター	H18	RC2	398.39	維持 (人口減少が続いていることから、処理施設の統合について検討を行っている。施設管理については、現状どおり民間委託を維持)	運営委託 (供用開始より年数は浅く、管理・運営については特に負担となっておらず、当面の間は現状維持)

類型 10 その他

五百石商店街、公園、富山地方鉄道立山線駅舎周辺に衛生施設が配置されてきた。

○主な施設

- ・公衆便所、墓地公園管理事務所
- ・(旧) 社会福祉協議会本館、(旧) 介護拠点施設、新米沢貸付建物
- ・城前牧場畜舎、まちなかファーム

○現状や課題に関する基本認識

- ・公衆便所は、五百石商店街、公園、富山地方鉄道立山線駅舎周辺に整備されてきた。
- ・墓地公園管理事務所は、事務所規模としては十分な規模である。
- ・新米沢貸付建物は、集いの場（地区公民館）として活用され、集落により管理運営されている。
- ・(旧) 社会福祉協議会本館、(旧) 介護拠点施設は、福祉施設として利用されておらず、一連の施設の一部は立山町土地改良区により管理運営されている。
- ・城前牧場畜舎は、繁殖和牛の放牧を行う畜産生産振興上重要な役割を果たしてきた施設であり、城前牧場管理組合に管理委託されている。
- ・まちなかファームは、幅広い世代の交流・集いの場、町の魅力を広く発信する拠点として、町の中心部に平成 29 年に新築された施設で、各種立山ブランド商品の販売や観光情報の提供などがなされている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・公衆便所の維持管理については、安全対策等必要最低限の実施を基本とするとともに、老朽化に対応した更新にあたっては、施設の廃止、総量の削減を検討すること。
- ・墓地公園事務所については、物理的供用限界まで活用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、更新の際は、管理棟としての機能が維持できる程度への規模の縮小を検討すること。
- ・その他の施設については、老朽化にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、地域の人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コストが発生する時期に廃止及び機能移転を検討すること。また、活用予定のない資産については、売却等を検討すること。

管理計画 No.	施設名	建築年度	構造	延床面積 m ²	施設の方向性	管理・運営の方向性
19	前沢中央公園公衆便所	H11	RC1	30.47	維持 (市街地に位置し、役場や鉄道駅・バス停が近いこと、町内、町外からの利用者がともに増加傾向にあることから、機能を維持する。)	指定管理 (都市公園としては、町で一番大きいことから、将来は指定管理者制度を活用したい。)

29	中央広場公衆便所（立山町総合公園）	H10	RC1	48.01	維持	指定管理
30	ふれあい広場公衆便所（立山町総合公園）	H14	RC1	34.02	維持	指定管理
204	とりでの丘公衆便所（立山町総合公園）	R2	W1	5.12	維持	指定管理
56	公衆便所（天満宮）	H4	W1	34.26	維持	運営委託
58	公衆便所（榎町駅）	不明	W1	5.57	維持	運営委託
59	公衆便所（米沢児童公園駐車場）	S51	CB1	4.40	維持	運営委託
60	公衆便所（目桑農村公園）	H15	W1	2.43	維持 （現在、目桑集落居住者に加え、塔倉山登山客や、山菜採りに出かける人なども公園を利用している。）	その他 （公衆便所の水回りの管理は、年間を通して目桑区長が行い、公園の草刈りは、目桑集落が毎月第二日曜日に実施している。また、公園内に花苗を植えるなど、景観形成にも配慮している）
61	公衆便所（釜ヶ淵駅）	H18	RC1	8.50	維持	運営委託
63	公衆便所（岩峠寺駅）	H2	RC1	40.09	維持	運営委託
64	公衆便所（千垣駅）	H9	RC1	7.02	維持	運営委託
65	公衆便所（吉峰農村公園）	H18	W1	20.93	維持 （アウトドア利用者に必要な施設であり、当面維持）	指定管理 （現状どおり、指定管理者によるグリーンパーク吉峰関連施設との一体的管理を維持）
66	公衆便所（雄山神社前立社壇側）	H25	W1	37.26	維持 （雄山神社には町内外から多くの参詣者が訪れている。初詣時のピークを考慮し、一定数のトイレは必要である。）	民間等貸付 （雄山神社又は集落へ委譲（貸付）⇒雄山神社は宗教法人のため、岩峠寺集落への委譲（貸付）となるか協議が必要）
88	（旧）日中上野小学校（校舎）	S57	RC3	2,130.15	維持 （築33年経過し、老朽化が著しい。）	直営 （施設管理は町教育委員会にて実施）
89	（旧）新瀬戸小学校（校舎）	S61	RC3	2,201.64	貸付	民間等貸付 （平成31年3月廃校。しんせと料理研究所が不定期に「しんせと里山レストラン」の研修及び営業で活用）
145	（旧）社会福祉協議会本館	S48	RC2	606.2	その他 （H24計画前から土地改良区に貸付済み） （今後も民間貸付により管理を委託するか、売却等移譲を検討する。）	その他 （民間貸付により、現在維持管理費は発生していない。） ・町としての利用なし。現在、立山町土地改良区が利用しており、移譲を検討 ・貸付料（収入）：324,000円（旧介護施設分含む）

146	(旧) 介護拠点 施設	H15	S2	164.9	<u>その他</u> (H24 計画前から土地改良区に貸付済み) (今後も民間貸付により管理を委託するか、売却等移譲を検討する。)	<u>その他</u> (民間貸付により、現在維持管理費は発生していない。) ・町としての利用なし。現在、立山町土地改良区が利用しており、移譲を検討 ・貸付料(収入): 324,000円(旧介護施設分含む)
148	新米沢貸付建物	S45	W1	95.70	<u>その他</u> (地区への移管を進める。)	<u>その他</u> (地区への移管を進める。町としての利用なし。) ・地籍調査後、町で登記 → 譲渡予定
150	墓地公園管理事務所	S56	RC1	134.90	<u>維持</u>	<u>運営委託</u> (管理棟については、老朽化に応じて規模縮小も検討)
152	城前牧場畜舎	S62	W2	99.83	<u>廃止</u> (耐用年数を経過しており、使用していないため解体する。)	<u>廃止</u> ・R4以降解体予定(農林課農政係)

(3) 管理に関する基本的考え方(共通事項)

- ・更新等において施設機能の統合等による施設総量の削減が困難なときは、中長期的な視点から他施設を含めた総量削減(年度を越えた総合調整)を基本とし、トータルコストの縮減を検討すること。
- ・危険建築物、貸付け等が困難な施設については、解体することを基本とし、施設保有量の削減を検討すること。
- ・不要資産、活用予定のない資産については、売却(借受け資産の返却を含む。)、貸付け、地区等への移譲を基本とし、実質の施設保有量の削減を検討すること。
- ・施設の更新等に当たっては、既存町有地での整備を基本とし、土地の新規取得の抑制と農地の保全に配慮すること。
- ・修繕、更新等(点検を含む。)の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用すること。

2. 都市基盤施設

(1) 類型別基本方針

類型1 道路

○現状や課題に関する基本認識

- ・町が管理する道路は、令和4年1月31日現在で774路線、実延長372.6kmとなっている。うち改良済の道路は322.2km、舗装済の道路は330.3kmとなっている。
- ・農道は、令和2年4月1日現在で99路線、総延長54.8kmとなっている。
- ・林道は、令和2年4月1日現在で30路線、総延長96.4kmとなっている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・維持管理については、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な修繕等を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ること。また、包括的民間委託等について検討すること。
- ・新規投資については、必要箇所を厳選し、計画的に実施すること。
- ・修繕、更新等（点検を含む。）の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用すること。

類型2 橋りょう

○現状や課題に関する基本認識

- ・町が管理する橋りょうは、令和4年1月31日現在で314橋あり、延長は2,543mとなっている。
- ・うち、15m以上の橋りょう29橋について、立山町橋梁長寿命化修繕計画（平成24年度）を策定している。

○管理に関する基本的な考え方

- ・維持管理については、立山町橋梁長寿命化修繕計画（平成24年度）に基づき、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な修繕等を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ること。
- ・新規投資については、必要箇所を厳選し、計画的に実施すること。
- ・修繕、更新等（点検を含む。）の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用すること。

類型3 河川

○現状や課題に関する基本認識

- ・町が管理する河川は、令和2年4月1日現在で27河川、延長は29.2kmとなっている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・維持管理については、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な修繕等を行うこ

とで、トータルコストの縮減・平準化を図ること。

- ・修繕、更新等（点検を含む。）の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用すること。

類型4 公園

○現状や課題に関する基本認識

- ・町が管理する公園は、令和2年4月1日現在で街区公園が82か所、近隣公園が1か所、総合公園が1か所、特殊公園が1か所、緑地が4か所の計89か所あり、供用面積は51.83haとなっている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・維持管理については、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な修繕等を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ること。
- ・公園遊具等の更新等については、地域の人口動態等を踏まえた上で、真に必要な施設を厳選し行うこと。
- ・新規投資については、必要箇所を厳選し、計画的に実施すること。
- ・修繕、更新等（点検を含む。）の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用すること。

類型5 上水道

○現状や課題に関する基本認識

- ・町の水道事業では、令和2年4月1日現在の給水人口が24,539人、普及率は95.6%となっている。企業会計を適用し、平成27年度に立山町水道ビジョン（計画期間：平成28年度～令和7年度の10年間）及び令和元年度に老朽管緊急更新整備計画（令和元年度～令和10年度の10年間）を策定した。
- ・令和2年4月1日現在、導水管の延長は9,042m、送水管の延長は12,240m、配水管の延長は326,194mとなっている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・維持管理については、平成27年度に作成した立山町水道ビジョン（計画期間：平成28年度～令和7年度の10年間）及び令和元年度に老朽管緊急更新整備計画（令和元年度～令和10年度の10年間）に基づき、計画的な更新等を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ること。また、包括的民間委託等について検討すること。
- ・修繕、更新等（点検を含む。）の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用すること。

類型6 下水道

○現状や課題に関する基本認識

- ・町の下水道事業では、中新川広域行政事務組合で下水道処理、農業集落排水で生活排水等の処理を行っている。
- ・令和2年4月1日現在、公共下水道の普及率は97.5%であり、認可区域934haのうち

764ha が整備され、管渠延長は 252km となっている。

- ・令和 2 年 4 月 1 日現在、農業集落排水の普及率は 100.0% であり、認可区域 175ha、整備管渠延長は 44km となっている。

○管理に関する基本的な考え方

- ・公共下水道については、中新川広域行政事務組合と連携し、計画区域の整備を進めるとともに、維持管理については計画的な更新等を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ること。
- ・農業集落排水の維持管理については、予防保全型維持管理の考えを基本とした計画的な更新等を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ること。また、地域の人口減少を踏まえ、公共下水道等へのつなぎかえ等新たな考え方を検討すること。このほか、包括的民間委託等について検討すること。
- ・修繕、更新等（点検を含む。）の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用すること。

立山町公共施設等総合管理計画【改訂版】

発 行 : 富山県立山町

編 集 : 立山町企画政策課

発行年月 : 令和年4年3月

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

電話 : 076-463-1121(代) F A X : 076-463-1254